

岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり行動計画



地域安全シンボルマーク

令和2年度
岐 阜 県

目 次

頁番号

第1章 行動計画の策定にあたって	2
1 行動計画策定の趣旨	2
2 行動計画の性格	3
第2章 岐阜県における治安の現状と県民意識について	4
1 治安の現状	4
2 県民等の意識	9
第3章 安全・安心まちづくりの目標と基本的施策	14
1 目標	14
2 各取組主体の具体的な取組目標	14
3 基本的施策の展開	16
4 行動計画の推進体制	18
第4章 安全・安心まちづくりの具体的な県の取組・施策	19
視点1 地域の連帯強化による安全・安心まちづくりの推進	19
(1) 県民一人ひとりの自主防犯意識の向上	19
(2) 自主的な防犯活動の支援及び促進	23
視点2 子ども、高齢者等の安全確保	27
(1) 子どもの安全確保	27
(2) 高齢者、障がい者の安全確保	44
(3) 女性の安全確保	48
視点3 地域コミュニティの再生	50
視点4 犯罪の防止に配慮した生活環境づくり	57
(1) 住宅の整備	57
(2) 道路等の整備	59
(3) 商業施設等の整備	61
(4) 自動車等、自販機の防犯対策	63
視点5 犯罪被害者等への支援等	64

第1章 行動計画の策定にあたって

1 行動計画策定の趣旨

犯罪のない安全で安心な地域社会の実現は、県民すべての願いであり、県民生活や社会経済の発展の基盤となるものです。

しかしながら、地域を支える現役世代の減少と少子高齢化の進展、家族形態の多様化、地域で暮らす在住外国人の増加といった社会情勢の変化は、人々の価値観や生活様式を多様化させる一方で、地域社会の連帯意識や人間関係の希薄化、社会全体の規範意識の低下も懸念されています。

こうした中、犯罪のない安全で安心な地域社会を実現していくためには、行政の取組や警察活動だけでなく、県民一人ひとりが「自分の地域の安全は自分たちで守る」という意識を持って行動するとともに、地域で暮らす人々が積極的に地域の様々な活動に参画し、地域づくりにも配慮することで、互いに信頼し合い、協力して地域社会の連帯を深め、暮らしやすい生活環境づくりを進めていくことが必要です。

岐阜県では、犯罪の発生件数（刑法犯認知件数）が過去最多となる約5万2千件を記録した平成14年から「安全・安心まちづくり県民運動」を展開し、犯罪防止に向けた地域住民による自主的な取組が進められてきました。そしてこの取組を一層盛り上げるため、平成20年4月に「岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例（平成20年岐阜県条例第11号。以下「条例」という。）」を施行し、条例に基づいて策定した「岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり行動計画（以下「行動計画」という。）」を毎年度見直ししながら、様々な施策を講じてきました。

この間、岐阜県における犯罪の発生件数は減少傾向が続き、令和元年には約1万2千8百件へと減少しており、県内の治安情勢は着実に改善しつつあります。しかし一方で、ニセ電話詐欺の被害は依然として高水準で発生するなど、県民の身近なところで発生する犯罪は後を絶たず、また、子どもに対する声掛け事案も8年連続で増加し、県民の安全で安心な暮らしを脅かしています。

こうした状況を踏まえ、引き続き、「安全で安心して暮らせる清流の国ぎふ」の実現に向けた具体的な施策を総合的かつ計画的に推進していくため、策定したものです。

2 行動計画の性格

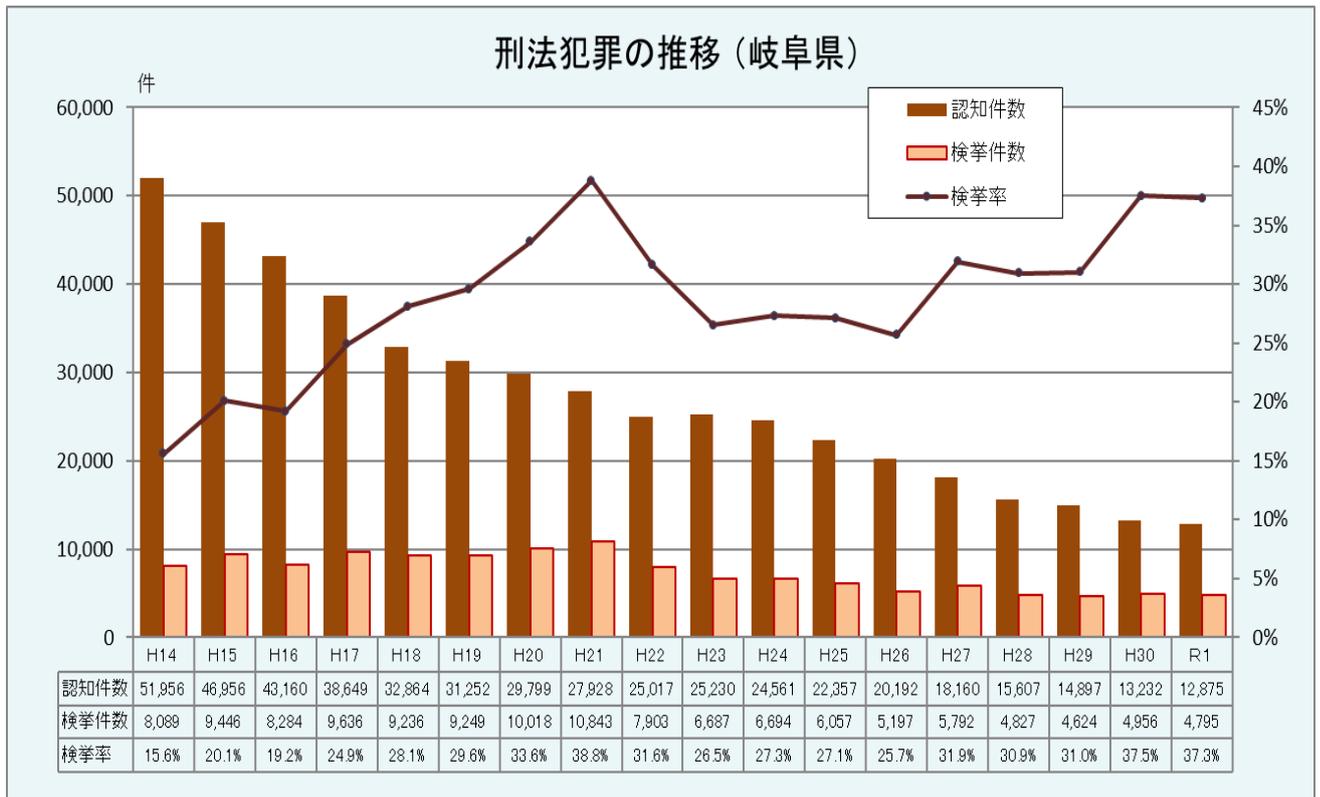
本行動計画は、以下のような性格を有するものです。

- (1) 犯罪のない安全・安心まちづくりの推進に関する基本的施策を示すもの
- (2) 地域防犯に携わる各主体（県民、事業者、自治会等・ボランティア団体等、行政（県・市町村）をいう。以下「県民等」という。）の具体的な取組目標を明らかにするもの
- (3) 地域防犯に関する県の取組について、毎年度、その進捗状況を検証し、見直すべき点は見直しながら、現状に即した施策を講じていくためのもの

第2章 岐阜県における治安の現状と県民意識について

1 治安の現状

岐阜県における刑法犯認知件数は、平成14年をピークに減少傾向が続いており、令和元年は前年より375件減少して12,857件となっています。



(統計値：岐阜県警察資料)

○刑法犯の罪種別の現況等

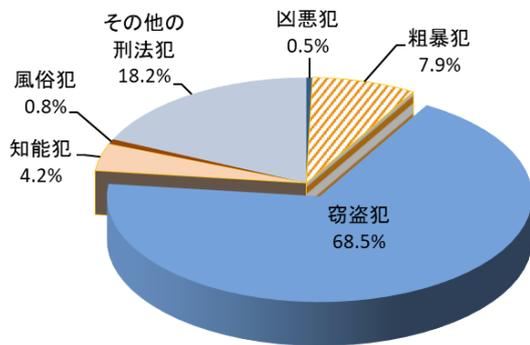
令和元年の岐阜県における刑法犯認知件数を罪種別に整理すると、全体の約70%を窃盗犯が占めています。

窃盗犯を手口別にみると、自転車盗による被害が全体の19.5%で最も多くなっています。侵入盗では、空き巣、出店荒しによる被害が多く、非侵入盗では、万引き、車上ねらいによる被害が多くなっています。

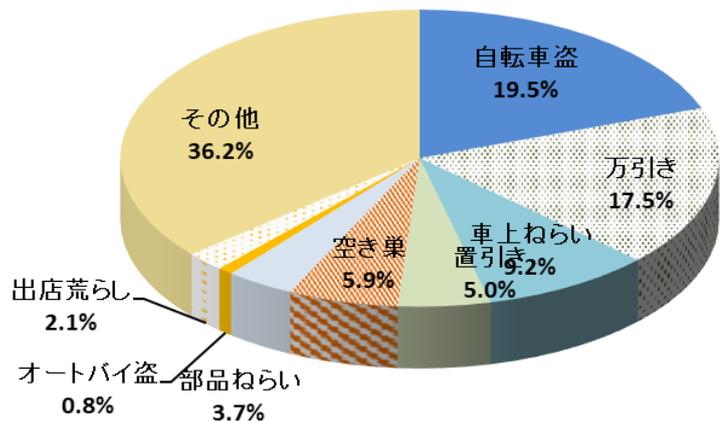
※罪種別の刑法犯認知件数（令和元年）（統計値：岐阜県警察資料）

凶悪犯	殺人	強盗	放火	強制性交等				
58件	14件	22件	11件	11件				
粗暴犯	凶器準備集合	暴行	傷害	脅迫	恐喝			
1,022件	0件	727件	254件	30件	11件			
窃盗犯	侵入盗	乗り物盗	非侵入盗					
8,804件	1,381件	1,931件	5,492件					
知能犯	詐欺	横領	偽造	汚職	あっせん利得等	背任		
536件	478件	30件	26件	2件	0件	0件		
風俗犯	賭博	強制わいせつ	公然わいせつ	わいせつ物				
98件	0件	44件	34件	20件				
その他の刑法犯	占有離脱物横領	公務執行妨害	住居侵入	逮捕監禁	盗品	器物損壊	その他	
2,339件	195件	22件	299件	5件	10件	1,719件	81件	
合計								
12,857件								

罪種別の認知状況（令和元年）

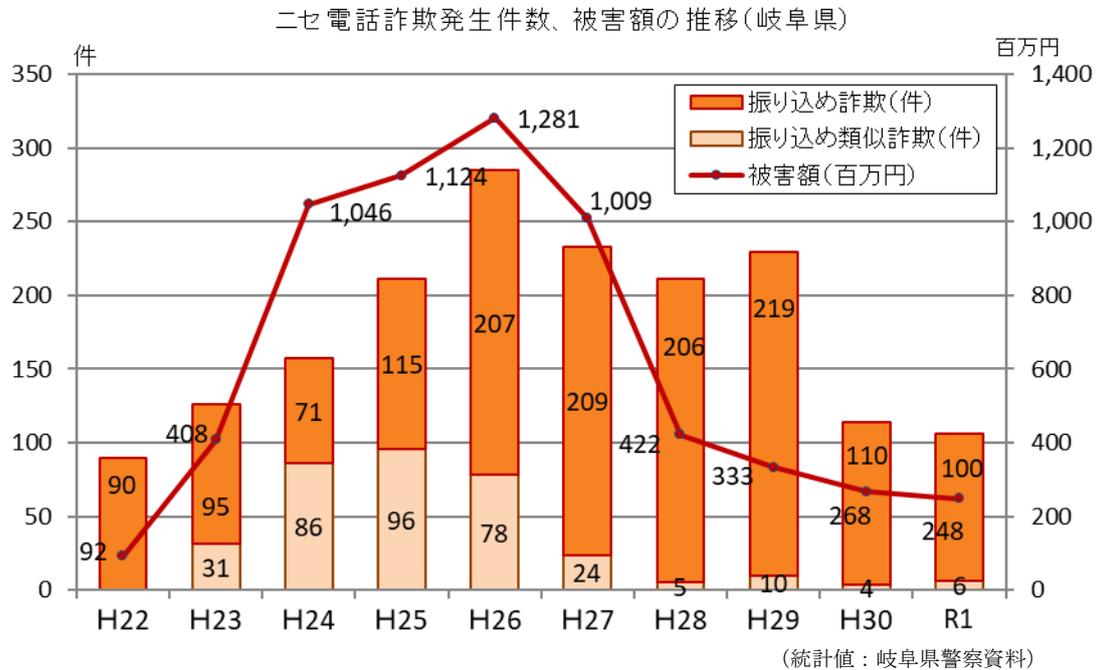


窃盗犯の手口別認知状況（令和元年）



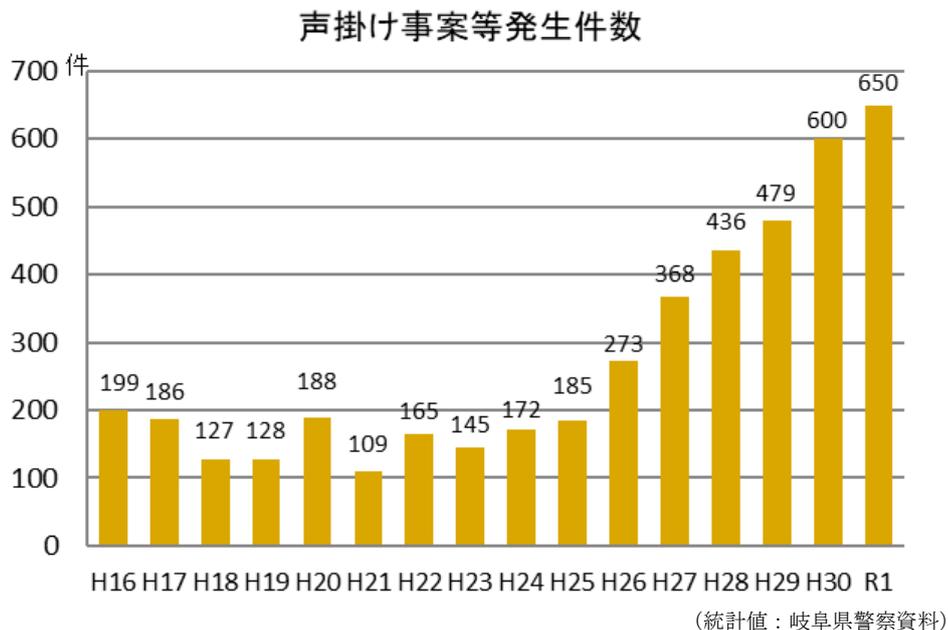
○ニセ電話詐欺の状況

ニセ電話詐欺（振り込め詐欺、振り込め類似詐欺）は、令和元年中に106件（前年比△8件）発生し、被害総額は約2億4,806万円と、依然として多くの被害が発生しています。



○子どもに対する声掛け事案等の発生状況

中学生以下の子どもに対する声掛け事案等（犯罪被害には至らないが、その前兆としてとらえられる声掛け、その他子どもに不安を覚えさせるような言動があり、警察が認知した事案）は、令和元年中に650件（前年比+50件）発生し、8年連続で増加しています。傾向として女子小・中学生に対するもの、下校時間帯（15時～18時）、路上での発生が多くなっています。

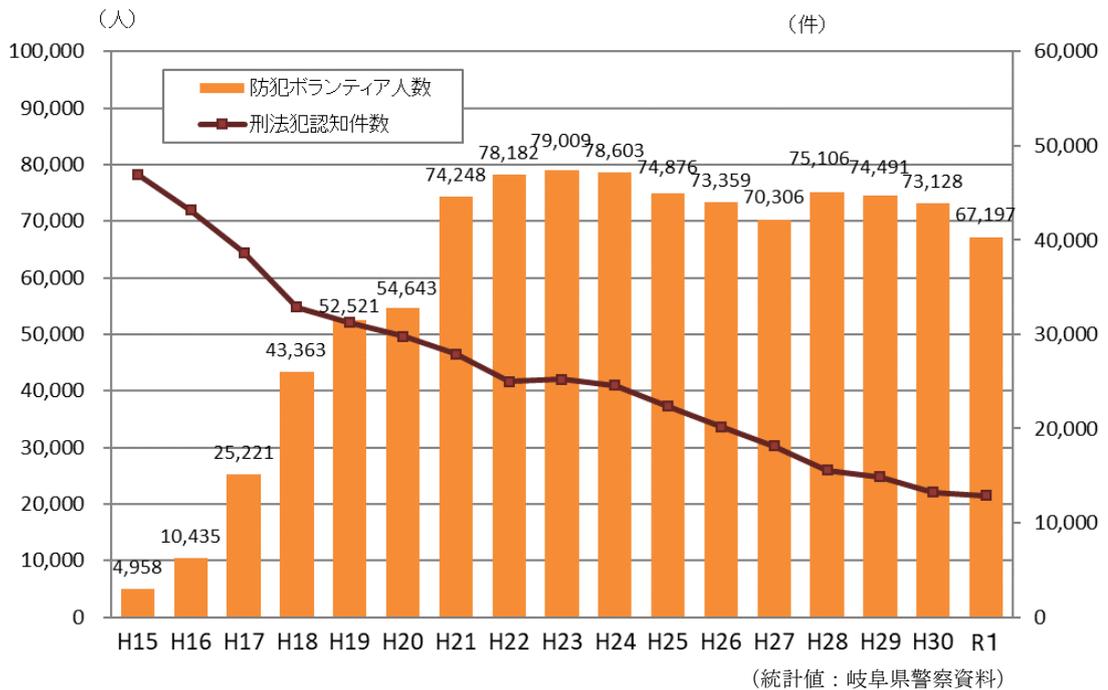


○防犯ボランティア人数の推移と犯罪情勢

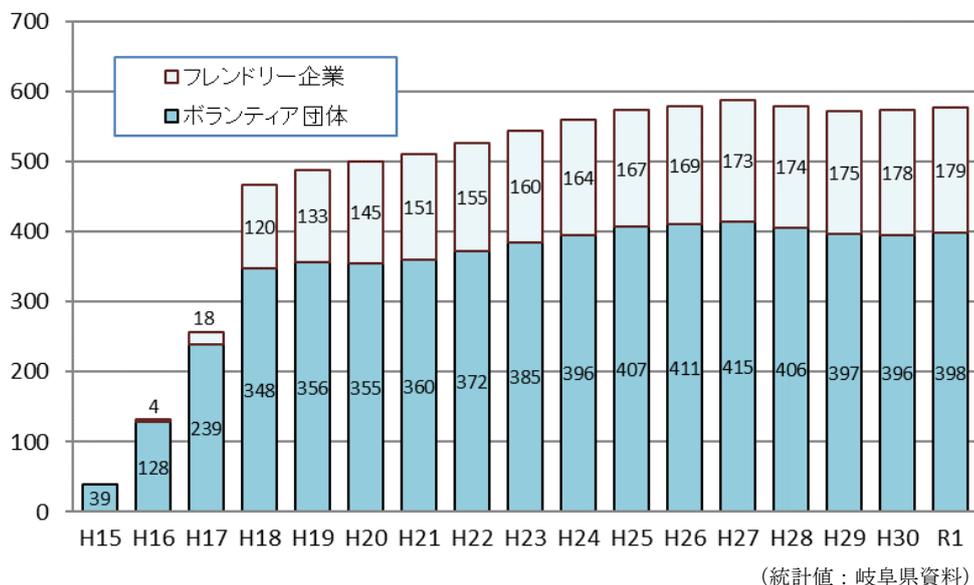
県内の防犯ボランティア人数は、平成16年以降急増し、平成23年には7万9千人に達しました。刑法犯認知件数の大幅な減少は、刑法犯の大部分を占める窃盗犯が大きく減ったことが主な要因であり、地域の防犯ボランティア活動の急速な広がりとは県民の防犯意識の向上によるところが大きいと考えられます。

しかしながら、多くの防犯ボランティア団体は後継者不足、メンバーの高齢化等の課題を抱えており、近年、防犯ボランティア人数は減少傾向にあることから、今後の地域防犯活動の担い手育成と活性化に効果的な対策を講じていくことが必要です。

防犯ボランティア人数と刑法犯認知件数の推移



岐阜県安全・安心まちづくりボランティア団体・フレンドリー企業累計登録数の推移



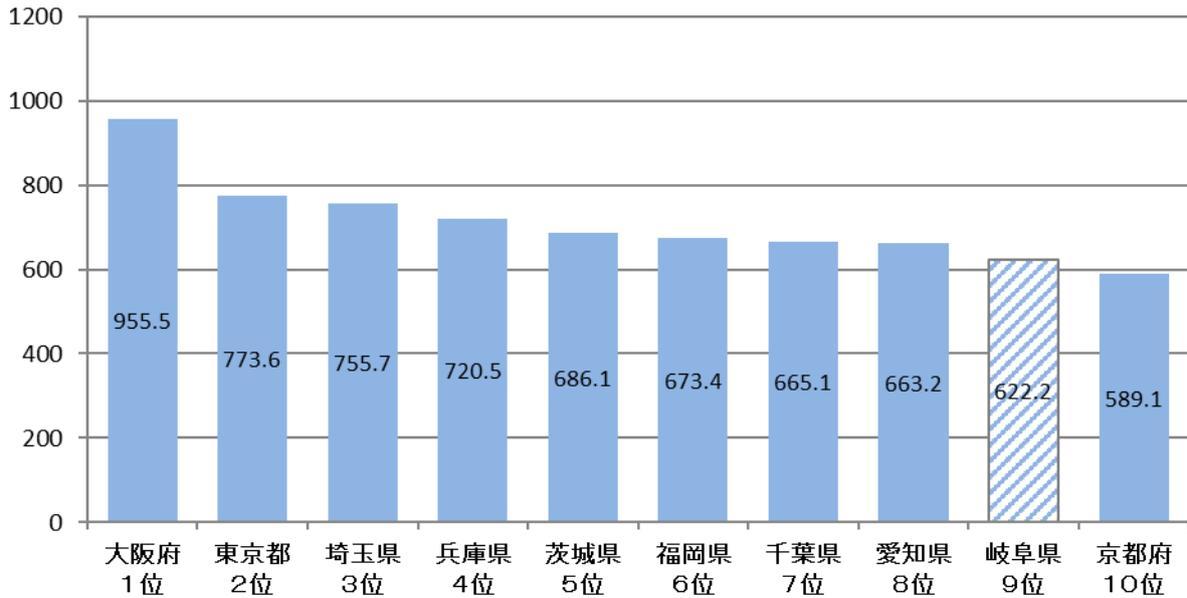
○全国からみた岐阜県の犯罪状況

令和元年中の岐阜県の人口10万人当たりの刑法犯認知件数は622.2件で、全国で上位から9番目となっています。

窃盗犯の手口別で見ると、空き巣の犯罪率が高い順で全国3位となっているほか、車上ねらい（同6位）、事務所荒し（同2位）、自動車盗（同8位）など、非常に高い水準で発生しており、被害防止に向けた取組が必要です。

犯 罪 率（刑法犯総数）

※令和元年中の人口10万人あたりの刑法犯認知件数



～ 窃盗犯<手口別>犯罪率でみる岐阜県の位置（令和元年中）～

◆空き巣

順位	都道府県	犯罪率
1	茨城県	35.7
2	福島県	25.7
3	岐阜県	25.3
4	千葉県	24.6
5	栃木県	24.4
6	群馬県	24.2
7	福岡県	23.1
8	山梨県	22.5
9	埼玉県	21.9
10	宮城県	21.2

◆車上ねらい

順位	都道府県	犯罪率
1	茨城県	58.6
2	大阪府	55.1
3	宮城県	44.9
4	栃木県	42.5
5	埼玉県	41.2
6	岐阜県	39.1
7	千葉県	37.5
8	兵庫県	37.3
9	愛媛県	35.9
10	岡山県	35.6

◆事務所荒し

順位	都道府県	犯罪率
1	茨城県	10.4
2	岐阜県	8.3
3	愛知県	6.9
4	栃木県	6.7
5	埼玉県	6.2
6	佐賀県	6.0
7	滋賀県	5.6
8	宮城県	5.4
8	群馬県	5.4
10	千葉県	5.1

◆自動車盗

順位	都道府県	犯罪率
1	茨城県	50.1
2	栃木県	14.3
3	千葉県	11.7
4	大阪府	10.1
5	愛知県	9.0
6	群馬県	9.0
7	埼玉県	8.6
8	岐阜県	6.8
9	三重県	6.8
10	山梨県	6.0

（統計値：警察庁資料）

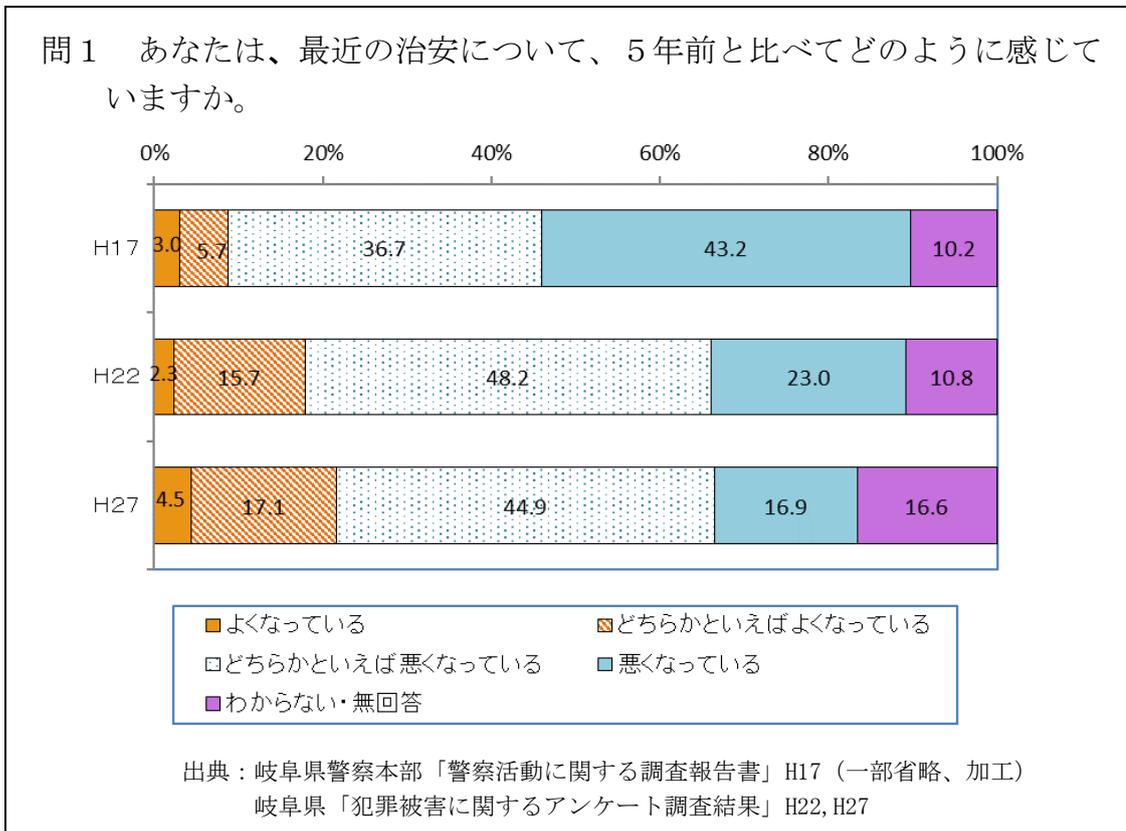
※犯罪率とは、人口あたりの刑法犯認知件数を算出したもので、犯罪の遣いやすさを表しています。
上の表は、人口10万人あたりの認知件数を算出したものです。

2 県民等の意識

県が実施した「犯罪被害に関するアンケート」では、県民の治安に対する意識や不安を感じる犯罪被害、防犯意識、犯罪被害者等の置かれている状況への理解などについて調査しています。

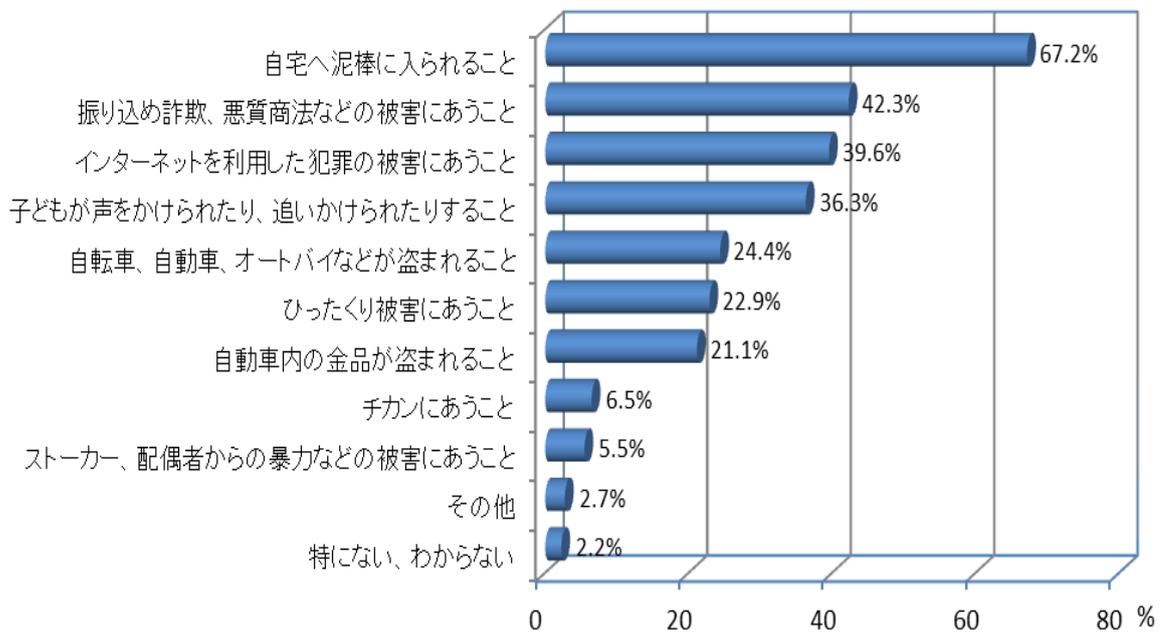
平成27年1月の調査では、最近の治安を5年前と比べてどのように感じているかについて、「よくなっている」、「どちらかといえばよくなっている」と答えた人は合わせて21.6%であったのに対し、「悪くなっている」、「どちらかといえば悪くなっている」と答えた人は61.8%となっています。

このことから、刑法犯認知件数は平成14年をピークにして減少傾向が続いているにもかかわらず、治安が悪化していると感じている人の割合が依然として高いことがわかります。



また、身近な犯罪被害のうちどのようなものに対して不安を感じているかについての質問では、「自宅へ泥棒に入られること」（67.2%）と答えた人の割合が最も高く、次いで、「振り込め詐欺、悪質商法などの被害にあうこと」（42.3%）、「インターネットを利用した犯罪の被害にあうこと」（39.6%）、「子どもが声をかけられたり、追いかけられたりすること」（36.3%）の順となっています。

問2 あなたは、次の身近な犯罪被害のうち、どのようなものに対して不安を感じていますか。主なものをあげてください。（3つまで）



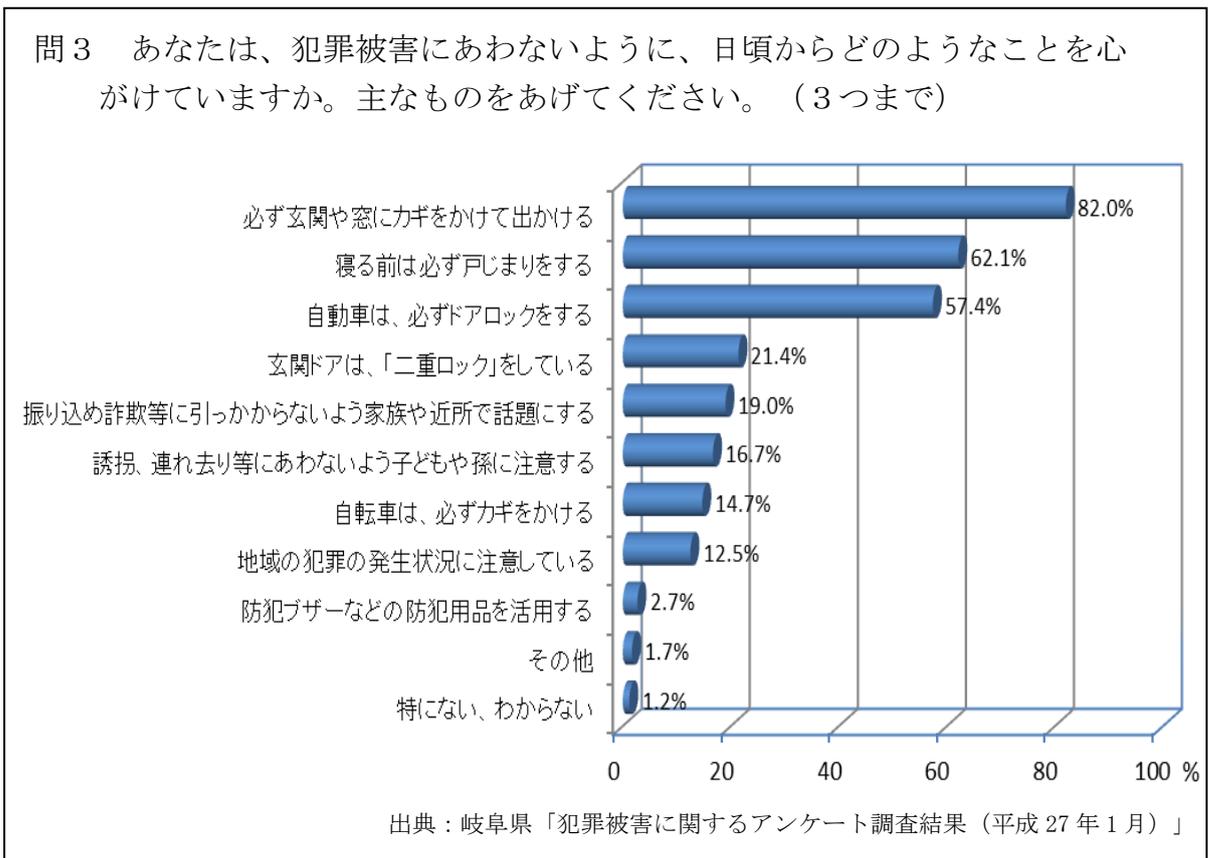
出典：岐阜県「犯罪被害に関するアンケート調査結果（平成27年1月）」

○ インターネットの利用に関して、令和元年中にサイバー関連で岐阜県警察に寄せられた相談件数は、1,149件（前年比+118件）となっています。

相談内容で多いものは、詐欺・悪質商法等に関するもの、不正アクセス・コンピュータウイルスに関するもの、迷惑メール及び名誉棄損・誹謗中傷に関するもので、全体の約6割を占めています。

これに対し、犯罪被害にあわないように、日頃からどのようなことを心がけているかについての質問では、「留守にするときは、必ず玄関や窓にカギをかけて出かける」（82.0%）と答えた人の割合が最も高く、次いで、「寝る前は必ず戸じまりをする」（62.1%）、「自動車から離れるときは、必ずカギを抜き、ドアロックをしている」（57.4%）、「玄関ドアは、二重ロックをしている」（21.4%）の順となっています。

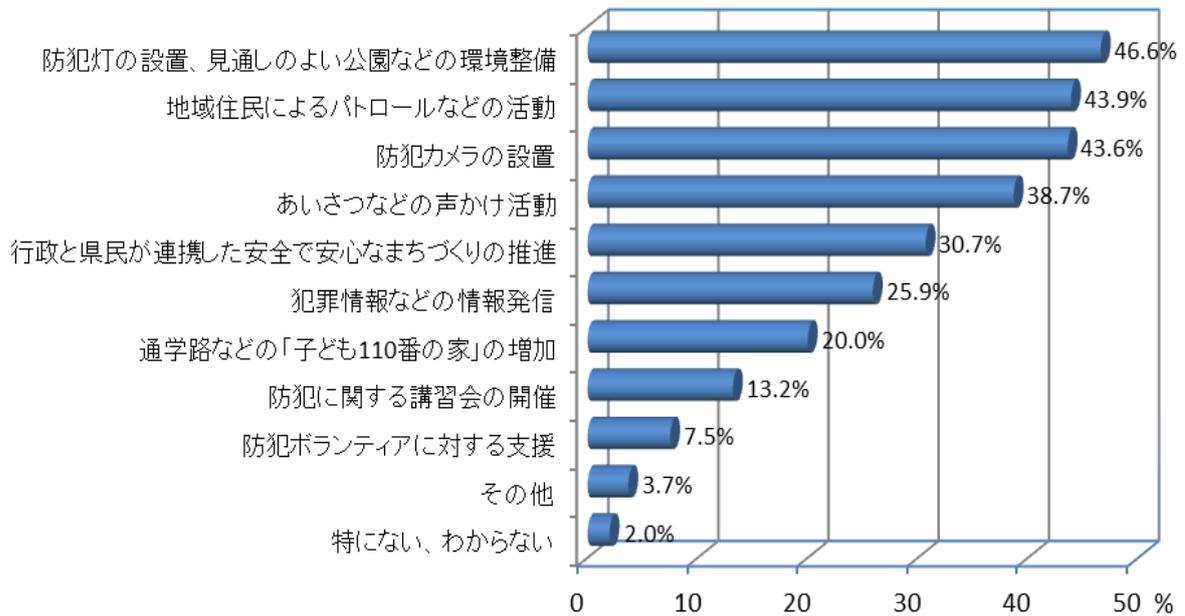
このことから、住まいに関する防犯意識は比較的高いものの、犯罪被害にあわないように意識・行動している人は十分とは言えない状況にあることがうかがえます。



さらに、安全で安心な地域社会をつくるために、どのような取組が効果的であるかについての質問では、「防犯灯の設置や、見通しのよい公園・防犯面に配慮した住宅街などの環境整備」（46.6%）と答えた人の割合が最も高く、以下、「地域住民によるパトロールなどの活動」（43.9%）、「防犯カメラの設置」（43.6%）、「あいさつなど、声かけを行う活動」（38.7%）の順となっています。

このことから、防犯灯の設置、見通しのよい公園などのハード面の環境整備とともに、地域住民の自主的なパトロール活動、あいさつ・声かけ活動といったソフト面の取組が求められていることがわかります。

問4 あなたは、安全で安心な地域社会をつくるために、どのような取組が効果的だと思いますか。主なものをあげてください。(3つまで)



出典：岐阜県「犯罪被害に関するアンケート調査結果（平成27年1月）」

一方、県民のこれまでの平穏な日常生活が、ある日突然、通り魔殺人などの凶悪犯罪や交通事故などにより壊され、被害者あるいはそのご家族（以下「犯罪被害者等」という。）になることが現実としてあります。

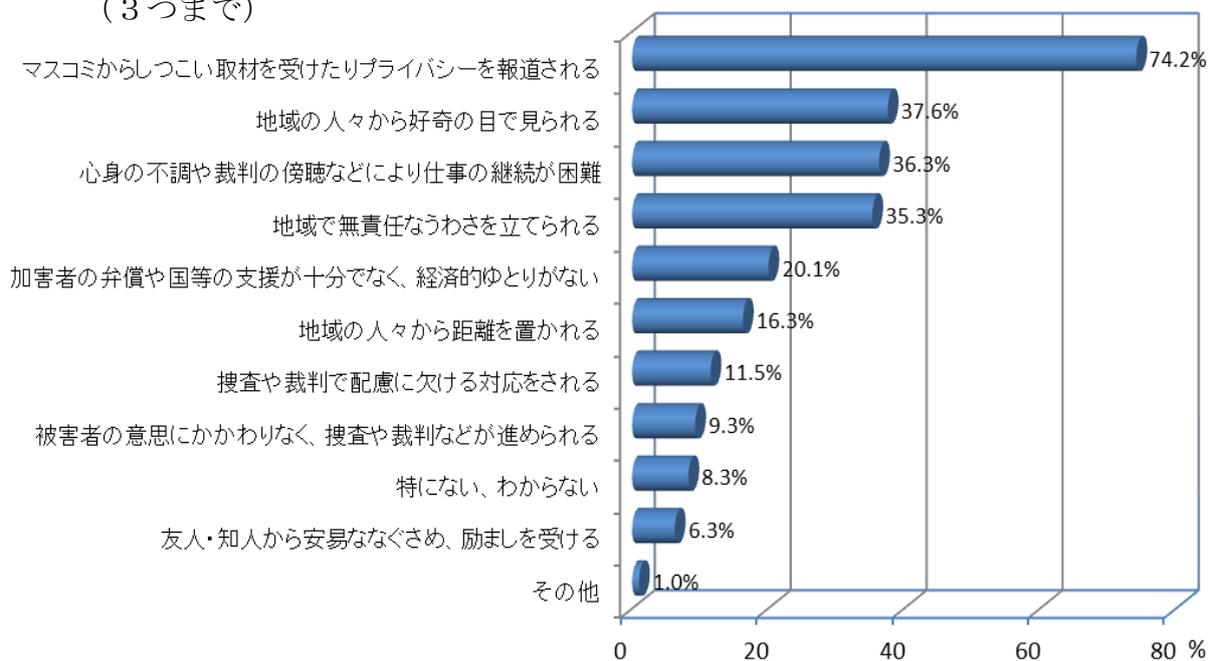
犯罪被害者等が置かれている状況についての県民の意識と、内閣府が実施した「犯罪被害者等に関する国民意識調査（H21.3公表）」による犯罪被害者等自身の実際の状況に関する回答を比較すると、県民は「マスコミからしつこい取材を受けていたり、事件に直接関係のないプライバシーや事実でないことを報道されている。」（74.2%）と答えた人の割合が最も高く、以下、「地域の人々から好奇の目で見られている」（37.6%）、「心身の不調や裁判の傍聴などによって、仕事を続けることが困難になっている」（36.3%）、「地域で無責任なうわさを立てられている」（35.3%）の順となっています。

これに対し、犯罪被害者等自身の実際の状況としては、「加害者から被害弁償を受けた」（30.3%）と答えた人の割合が最も高く、以下、「友人・知人から安易な叱咤・激励を受けた」（27.3%）、「捜査の過程で配慮に欠ける対応をされた」（23.0%）の順になっています。

このような県民と犯罪被害者等の間のギャップについては、県民が犯罪被害者等の状況を知る機会が少ないためとも考えられます。

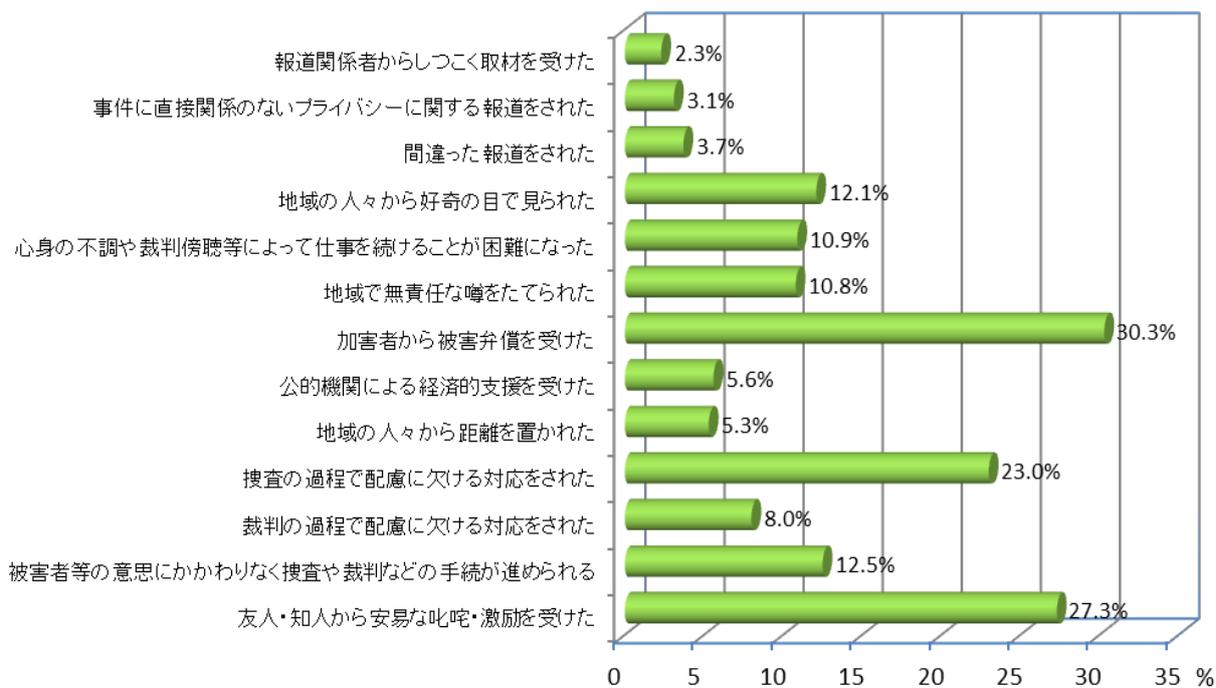
このことから、犯罪被害者等が地域で安心して暮らしていくためには、地域において、犯罪被害者等の置かれた状況への県民の理解を、より一層広げていく必要があります。

問5 あなたは、殺人や傷害など重大な犯罪の被害者やその家族が、具体的にどのような状況に置かれていると思いますか。主なものをあげてください。
(3つまで)



出典：岐阜県「犯罪被害に関するアンケート調査結果（平成27年1月）」

○犯罪被害者等が置かれている状況（犯罪被害者等を対象とした調査）



出典：内閣府「犯罪被害者等に関する国民意識調査結果報告書(平成21年3月)」、「以下のそれぞれについて事件後のあなたの体験にどの程度当てはまるかお答えください」という問いに対して回答した人の割合

第3章 安全・安心まちづくりの目標と基本的施策

1 目標

犯罪のない安全・安心まちづくりを推進し、安心して暮らせる岐阜県を目指します。

犯罪のない安全で安心な地域社会の実現を図るため、条例の基本理念にのっとり、県民等による自主的な防犯活動並びに犯罪の防止に配慮した生活環境づくりを促進し、地域の防犯力を高め、安心して暮らせる岐阜県づくりを推進します。

岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例の概要

目的

- ① 県民等による犯罪の防止のための自主的な活動を促進する。
- ② 犯罪の防止に配慮した生活環境を整備するための基本的な事項を定める。

基本理念

- ① 「地域の安全は地域で守る」という意識に支えられた県民等による犯罪の防止のための自主的な活動を尊重すること。
- ② 県、市町村及び県民等が適切に役割を分担し、互いに連携し、及び協力すること。
- ③ 乳幼児、児童、生徒、高齢者その他の犯罪の防止に配慮を要する者の安全確保に特に配慮すること。
- ④ 県民等が互いに守り合い、支え合う地域社会が形成されること。

2 各取組主体の具体的な取組目標

各取組主体が適切に役割分担をし、相互につながり、支え合うためにも、それぞれの具体的な取組目標を明らかにします。

県民の取組目標

- 県民は、安全・安心まちづくりについての理解を深めるとともに、日常生活において自らの安全を確保するため、自分の行動に気をつける。
- 地域の安全は地域で守るという意識をもって、地域での諸活動に参加するとともに、県や市町村等が実施する安全・安心まちづくりに関する施策に協力する。

自治会等の取組目標

- 自治会その他の地域的な共同活動を行う団体（以下「自治会等」という。）は、安全・安心まちづくりについての理解を深めるとともに、安全・安心まちづくりに関する活動を主体的に行う。
- 県や市町村等が実施する安全・安心まちづくりに関する施策に協力する。

ボランティア団体等の取組目標

- 安全・安心まちづくりに関するボランティア活動を行う任意団体、公益法人、NPO法人など（以下「ボランティア団体等」という。）は、自らのボランティア活動を積極的に行う。
- 県や市町村等が実施する安全・安心まちづくりに関する施策に協力する。

事業者の取組目標

- 所有・管理する営業施設や事業活動において、犯罪の被害に遭わないような環境づくりを行う。
- 地域の一員として、地域の安全は地域で守るとの意識をもって、地域の諸活動に参加するとともに、従業員が安全・安心まちづくりに関する活動に参加しやすい環境づくりを行う。
- 県や市町村等が行う安全・安心まちづくりに関する施策に協力する。

学校の取組目標

- 保護者、地域住民、行政及び警察と協力して、児童・生徒が犯罪に遭わないための教育、犯罪を起こさないための教育の充実を図る。
- 防犯指針に基づき、学校内及び通学路等における児童・生徒の安全確保のための措置を講ずる。

市町村の取組目標

- 地域住民による自主的な防犯活動を積極的に支援する。
- 学校、住民、事業者及び県等と協力し、地域の実情に即した安全・安心まちづくりに関する施策を推進する。

県の取組目標

- 国・市町村及び県民等と連携し、県民等による自主的な防犯活動の促進、犯罪の機会を減らす生活環境づくりの推進など、犯罪のない安全・安心まちづくりに関する総合的な施策を策定し、実施する。
- 市町村の安全・安心まちづくりに関する施策の実施に関し、情報の提供その他の必要な支援を行う。

3 基本的施策の展開

各取組主体が上記の具体的な取組目標に向かっていくとともに、それぞれが相互につながり、支え合い、各種の安全・安心まちづくりに関する具体的な施策を展開していくために、次の5つの事項を基本として県の取組を行っていきます。

あわせて、各視点において、県民、自治会等、ボランティア団体等及び事業者者に具体的に行動していただきたい取組事項を示し、施策の効果的な推進を図っていきます。

視点1 地域の連帯強化による安全・安心まちづくりの推進

県民等の犯罪被害の防止が図られるよう、県民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、県内各地で行われている県民等による自主的な防犯活動が今後とも継続され地域の安全が図られるよう、防犯に関わる様々な主体の適切な役割分担と連携・協力を図ります。

- 県民は、日頃から犯罪の発生状況や防犯活動に関する情報に関心を持つとともに、行政等が発信する情報等を通じて知識と理解を深め、個人や家庭での防犯意識を高め、自主的な防犯活動に努めていくことが大切です。
- 自治会等及びボランティア団体等は、「自分の地域の安全は自分たちで守る」という意識を持ち、地域の実情に応じて、自主的な防犯組織を結成し、その活動の推進に努めていくことが大切です。
- 事業者は、地域の一員として、地域の安全は地域で守るとの意識をもって、地域の諸活動に参加するとともに、従業員が安全・安心まちづくりに関する活動に参加しやすい環境づくりを行っていくことが大切です。

また、その所有・管理する営業施設や事業活動において、犯罪の被害に遭わない環境づくりに努めるとともに、管理職や従業員に対する防犯教育等を通じて、社員の防犯意識を高め、自主的な防犯活動に努めていくことが大切です。

視点2 子ども、高齢者等の安全確保

子どもや高齢者、障がい者、女性など特に犯罪の防止に配慮を要する人について、被害防止等の取組を進めるとともに、地域住民が連携し、地域全体で子どもや高齢者、障がい者等を見守る活動の促進を図ります。

- 県民、自治会等、ボランティア団体等及び事業者は、学校を中心として取り組まれる子どもの安全に関する見守り活動や防犯教育などへの積極的な参加を通じて、地域で子どもの安全を確保していくことが大切です。

あわせて、日頃から犯罪の発生状況や防犯活動に関する情報に関心を持つとともに、行政等が発信する情報等を通じて知識と理解を深め、地域で高齢者、障がい者等を見守る活動に努めていくことが大切です。

視点3 地域コミュニティの再生

自主的な防犯活動ばかりではなく、地域の親睦活動（まつりやスポーツ大会、サークル活動など）や生活環境の美化活動など、地域の実情に応じて行われる様々な地域共同活動を通して、地域のきずなを強め、互いに支え合う良好な地域コミュニティの形成を図ります。

- 県民、自治会等、ボランティア団体等及び事業者は、地域の一員として、地域共同活動を通じて、地域のきずなを強め、互いに支え合う良好な地域コミュニティの形成に努めていくことが大切です。

視点4 犯罪の防止に配慮した生活環境づくり

県民等による自主的な防犯活動の促進とともに、犯罪の防止に配慮した生活環境づくりが重要であることから、防犯指針を踏まえた施設や設備などの生活環境整備の促進を図ります。

- 県民、自治会等及びボランティア団体等は、日頃から犯罪の発生状況や防犯活動に関する情報に関心を持つとともに、行政等が発信する情報等を通じて知識と理解を深め、個人や家庭での防犯意識を高め、住宅の防犯対策に努めていくことが大切です。
- 県民、自治会等及びボランティア団体等は、日頃から犯罪の発生状況や防犯活動に関する情報に関心を持つとともに、行政等が発信する情報等を通じて知識と理解を深め、個人や家庭での防犯意識を高め、自動車や原動機付自転車、自転車（以下「自動車等」という。）の防犯対策に努めていくことが大切です。
- 事業者は、次のような行動に取り組むことが大切です。
 - ・「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」等を活用して、県民が安全で安心して暮らせる住宅の供給に努めること。
 - ・「犯罪の防止に配慮した施設の構造、設備等に関する指針」等を活用

用して、県民が安全で安心して買い物などができる商業施設の提供に努めること。

- ・ 県民が安全で安心して利用できる自動車等及び防犯対策機器等の普及に努めること。
- ・ 自動販売機の設置者、管理者に対し、犯罪の防止に配慮した設備を有する自動販売機の設置を促進するとともに、つり銭などの適正な管理など必要な措置を講じるよう普及していくこと。

視点5 犯罪被害者等への支援等

犯罪被害者等が安全で安心して地域で暮らしていけるためには、県民等の十分な理解と協力が必要です。このため、犯罪被害者等に対し必要な支援を行うとともに、県民等への普及啓発活動を通じて、犯罪被害者等の置かれた現状などについての十分な理解と協力を求めていきます。

- 県民、自治会等、ボランティア団体等及び事業者は、犯罪被害者等の置かれた状況等について、行政等が発信する情報等を通じて十分に理解を深め、犯罪被害者等が安全で安心して地域で暮らしていくために協力していくことが大切です。

4 行動計画の推進体制

県における犯罪のない安全・安心まちづくりを推進するため、知事部局、教育委員会、警察本部の関係課で構成する「岐阜県安全・安心まちづくり庁内連絡会議」、県と市町村が連携して施策の推進を図る「市町村連絡会議」等を活用して、行動計画の着実な実現を図っていきます。

それとともに、有識者で構成されている「岐阜県安全・安心まちづくり懇談会」において、行動計画の毎年の進捗状況を管理し、県に対して更に強化すべき施策、見直しすべき施策についての意見・提案をしていきます。

あわせて、地域防犯に取り組む各主体の関係者の情報交換、相互連携を図り、自主的な防犯の取組を促進していく「安全・安心まちづくり地域連携会議」の場を活用して、施策の着実な推進を図るとともに、現場の声を取り入れながら、行動計画の必要な見直しを行っていきます。

第4章 安全・安心まちづくりの具体的な県の取組・施策

視点1 地域の連帯強化による安全・安心まちづくりの推進

(1) 県民一人ひとりの自主防犯意識の向上

【取組の方向】

県民一人ひとりの「自分の安全は自分で守る」「家庭の安全は家庭で守る」という防犯意識の高揚を図る。

県民の地域で発生している車上ねらいや自転車盗、ひったくりなどといった手口による犯罪被害を防ぐためには、県民一人ひとりが自分の地域で発生している犯罪の発生状況や、自分でできる防犯対策に関心を持ち、「自分の安全は自分で守る」「家庭の安全は家庭で守る」という防犯意識を高め、日常生活において、犯罪に遭わないための自主的な活動が行われることが大切です。

このため、県民に対する情報提供や啓発活動を進めていきます。

ア 自主防犯意識の高揚

県民の自主防犯意識の高揚を図るため、安全・安心まちづくりに係る広報啓発の充実を図っていきます。

また、県民一人ひとりの防犯意識を個人の防犯対策や地域における防犯活動につなげるために、防犯関係の専門家の指導・助言をあおげるような取組を進めていきます。

取組・施策項目	その概要	確認指標	R1 実績	R2の取組方針	担当課
			H30 実績		
「地域安全の日」の普及促進 (毎月20日)	地域安全に対する県民等の意識を高め、積極的な地域安全活動を展開するために定められた「地域安全の日」に、自治体及び(公財)岐阜県防犯協会等と連携を図りながら、県内各地で活動を行う。			「地域安全の日」を通じて、県民等の自主防犯意識の高揚と地域安全活動の活性化を図る。	生活安全総務課
全国地域安全運動の普及促進 (10月11日～20日)	地域安全に対する県民等の意識を高め、積極的な地域安全活動を展開するための重点的広報啓発期間の1つに「全国地域安全運動」を定め、(公財)岐阜県防犯協会と連携を図りながら、県内各地で活動を行う。			全国地域安全運動を通じて、県民等の自主防犯意識の高揚と地域安全活動の活性化を図る。	県民生活課 生活安全総務課

【視点1】

安全・安心まちづくり県民大会の開催	地域安全に対する県民等の意識を高め、積極的な地域安全活動を展開するために、「全国地域安全運動」の期間中に(公財)岐阜県防犯協会と共同で、県民大会を開催する。	参加人数	約 350 人	県民大会を開催し、全国地域安全運動の盛り上がりを図るとともに県民等の自主防犯意識の高揚と地域安全活動の活性化を図る。	県民生活課 生活安全総務課
			約 420 人		
安全・安心まちづくり賞の表彰	県に登録された「安全・安心まちづくりボランティア」や「安全・安心まちづくりフレンドリー企業」の中で、活動が盛んで優れている団体や事業者に対し、表彰を行う。	表彰数	9 団体	表彰を通して、優れた取組を広く県民等に紹介していく。	県民生活課
			6 団体		
防犯功労者、防犯功労団体等の表彰	地域安全活動に功労のあった者又は団体に対し、(公財)岐阜県防犯協会とともに表彰を行う。警察庁、中部管区警察局、県等による表彰。	表彰数 ・功労者 ・功労団体	44 人 12 団体	表彰を通して、地域安全活動に顕著な功績のあった者(団体)を顕彰し、もって安全安心なまちづくりに関する優れた取組を広く普及させていく。	生活安全総務課
			47 人 24 団体		
全国地域安全運動ポスター、標語の表彰	県内の中高生、一般から全国地域安全運動のポスター、標語を公募し、(公財)岐阜県防犯協会とともに表彰を行う。入賞作品は、全国地域安全運動の中で活用する。	応募数 ・ポスター ・標語	ポスター 305 点 標語 903 点	ポスターや標語の募集を通して、全国地域安全運動への関心を高めるとともに県民等の自主防犯意識の高揚と地域安全活動の活性化を図る。	生活安全総務課
			ポスター 162 点 標語 1,180 点		
年末年始地域安全運動の普及促進	地域安全に対する県民等の意識を高め、積極的な地域安全活動を展開するための重点的広報啓発期間の1つとして「年末年始地域安全運動」を定め、(公財)岐阜県防犯協会と連携を図りながら、県内各地で活動を行う。			年末年始地域安全運動を通じて、県民等の自主防犯意識の高揚と地域安全活動の活性化を図る。	県民生活課 生活安全総務課
安全・安心まちづくりアドバイザーの派遣	これから防犯活動を始めようと考えている、あるいは活動にさらなる広がりを持たせたいと考えている県民等が抱えている様々な疑問や課題などに対して、防犯の専門家や防犯活動の実践者を安全・安心まちづくりアドバイザーとして派遣する。	派遣回数 参加人数	4 回 約 120 人	県民等による自主的な防犯活動の活性化のため、制度周知とその活用を図っていく。	県民生活課
7 回 約 180 人					

【視点1】

地域安全活動アドバイザーの設置	地域安全活動アドバイザー(地域安全活動に関する知識、経験を有する警察職員OB)が、民間防犯組織・警察等行政機関と連絡調整しながら、県民等が行う地域安全活動に対し、助言、支援等を行う。	設置者数 ・警察本部 ・岐阜中署以下14警察署	2人 19人	岐阜県警察スクールサポーター兼地域安全活動アドバイザーとして警察本部2人、県内19警察署19人(※今年度から5人増員)を配置し、地域安全情報や非行防止等に関する情報発信を行うとともに、学校及び地域における児童生徒の安全対策を推進する。	生活安全総務課 少年課
防犯出前講座の実施	防犯に関する講話や、県内での防犯に関する取組などをテーマに、出前講座を行う。	講座回数 参加人数	11回 788人 13回 990人	県民等による自主的な防犯活動の活性化のため、制度周知とその活用を図っていく。	県民生活課
警察活動協力員の委嘱	警察活動協力員(地域安全活動に関する知識、経験を有する警察職員OB)が、地域住民と警察とのパイプ役として、また、地域において実施する自主的な地域安全活動の中核として県民等の地域安全活動を支援する。	委嘱者数	530人 522人	警察活動協力員が、地域住民等と警察とのパイプ役として、また、地域において実施する自主的な地域安全活動の中核として県民等の地域安全活動を支援していく。	生活安全総務課
地域安全指導員の委嘱	各地区防犯協会と県民等とを繋ぐ地域安全ボランティアの地域安全指導員を地区防犯協会と警察署で委嘱し、地域主体による地域安全活動を推進する上でリーダー的な役割を果たす。	委嘱者数	2,566人 2,614人	地域安全指導員には、地域主体による地域安全活動を推進する上でのリーダー的な役割を果たしてもらう。	生活安全総務課

イ 地域安全情報等の提供

地域安全情報等の提供のため、県広報紙、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネット等を利用し、幅広く情報を発信していきます。

取組・施策項目	その概要	確認指標	R1実績	R2の取組方針	担当課
			H30実績		
あらゆる広報媒体を活用した広報活動の充実	「岐阜県からのお知らせ」、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネット等あらゆる広報媒体を活用して、防犯に関する広報活動の充実を図る。			重点的な広報啓発期間のほかにも、犯罪情勢などを踏まえながら、あらゆる機会を通じて広報啓発を図っていく。	県民生活課 生活安全総務課
安全・安心まちづくりポータルサイトの構築	犯罪の発生状況、防犯情報や自主的な防犯活動に関する情報、犯罪被害者支援情報などがワンストップで入手できるポータルサイトを構築する。	アクセス数	3,731件 1,984件	平成20年11月末に開設したポータルサイトを県民等に広く周知するとともに、より有用な情報提供をしていく。	県民生活課
「安全・安心メール」の発信	登録者のパソコン・携帯電話に、ひったくり、子どもに対する声掛け、刑法犯の発生・検挙、多発犯罪の防止対策等情報を電子メールでタイムリーに提供する。 「ぎふポータル」のメール配信機能を活用して運用を開始したが、同機能の廃止により、平成22年10月からは、県警独自で契約した企業のメール配信サービスをASP方式で利用するシステムに移行した。	送信件数	平成元年 1,625件 平成30年 1,214件	パソコン・携帯電話（アプリ以外）への配信を継続し、配信を継続し、情報を県民にタイムリーに提供することで、県民の防犯意識の高揚及び自主防犯対策等の促進を図る。	生活安全総務課
犯罪発生マップ等の提供	ひったくり、子どもに対する声掛け事案などの発生状況を犯罪発生マップにして、県警ホームページでわかりやすく情報提供する。	アクセス数	令和元年 2,420件 平成30年 1,986件	引き続き、ひったくり、子どもに対する声掛け事案などの発生場所等を犯罪発生マップで情報提供していく。	生活安全総務課
岐阜県警察防犯アプリ（R2.4.1運用開始） 【新規】	分散した警察情報をスマホアプリに一括して配信、より分かりやすく警察情報を提供する。さらに情報を活用した自主防犯活動を促進する機能を備えている。	ダウンロード件数	— —	スマホアプリを活用した、警察情報の提供により、自主防犯活動を促進する。	生活安全総務課

(2) 自主的な防犯活動の支援及び促進

【取組の方向】

「自分の地域の安全は自分たちで守る」を合言葉に展開される自主的な防犯活動を支援し、その活動の活性化を促進する。

県内各地では、自治会やボランティア団体、事業者の皆さんなどによる子どもの見守り活動や防犯パトロール活動が盛んになってきており、地域の安全を自分たちで守ろうという機運が高まってきています。

しかしながら、子どもに対する声掛け事案や、振り込め詐欺や車上ねらいなど県民の身近で発生する犯罪に対する不安が強くなります。今後とも、県民一人ひとりが「自分の地域の安全は自分たちで守る」という意識を持ち、地域における自主的な防犯活動に積極的に関わっていくことが大切です。

このため、自主的な防犯活動への支援や人材育成を行い、その活動の活性化を促進していきます。

ア 自主的な防犯活動の支援

自主的な防犯活動を支援するため、有益な情報の発信やアドバイスなどの取組を行っていきます。

取組・施策項目	その概要	確認指標	R1 実績	R2の取組方針	担当課
			H30 実績		
◇自主的な防犯活動に役立つ情報の提供					
安全・安心まちづくりポータルサイトの構築	【再掲】				県民生活課
「岐阜県安全・安心まちづくり情報」の発行	県に登録された「安全・安心まちづくりボランティア」や「安全・安心まちづくりフレンドリー企業」のさらなる活動の充実を促進するため、「岐阜県安全・安心まちづくり情報」を発行し、有用な情報提供などを行う。 発行物は、インターネット上で公開する。	発行回数	3回 2回	登録者への有用な情報提供手段として発行を継続していく。	県民生活課
安全・安心メールの発信	【再掲】				生活安全総務課
犯罪発生マップ等の提供	【再掲】				生活安全総務課

◇自主的な防犯活動へのアドバイス、ノウハウの提供					
安全・安心まちづくりアドバイザーの派遣	【再掲】				県民生活課
地域安全活動アドバイザーの設置	【再掲】				少年課 生活安全総務課
警察活動協力員の委嘱	【再掲】				生活安全総務課
地域安全指導員の委嘱	【再掲】				生活安全総務課
防犯出前講座の実施	【再掲】				県民生活課
防犯ボランティアの手引きの作成	防犯ボランティア団体の立ち上げ方法や活動方法などの基礎的な知識についてのマニュアルを作成し自治会等の各種団体に提供する。	発行冊数 (作成時のみ)	5,000冊	引き続き、配布するとともに、インターネット上でも公開していく。	生活安全総務課
			1万冊		
青色回転灯装備車両による防犯パトロールの促進	県民等による防犯活動の1つの方法として、青色回転灯装備車両によるパトロール活動を促進する。	実施団体数 装備車両数	令和元年 109団体 210台	県民等による防犯活動の1つの方法として、青色回転灯装備車両によるパトロール活動を促進していく。	生活安全総務課
			平成30年 109団体 214台		
「防犯ボランティアフォーラム」の開催	県内で活躍する様々な世代の防犯ボランティア団体を一堂に集め、防犯ボランティアを取り巻く現状や先進的な事例を示すことにより、団体相互の連携強化と更なる活動の活性化を図る。	参加団体 参加人数	防犯CSRをテーマとした防犯フォーラムを開催 60社72名 防犯ボランティアフォーラム(ながら見守り活動で子供の安全を守る) 71社3団体1大学 92名	今後とも現状に応じて適切なテーマを選定し、防犯ボランティアの活性化支援に資するイベントを開催していく。	生活安全総務課
◇自主的な防犯活動へのその他の支援					
安全・安心まちづくり地域連携会議の開催	地域防犯に取り組む官民の関係者(地域単位)の連携強化を図るべく、情報共有や意見交換を目的とした開催する。	開催回数 参加人数	2回 58人	今後とも地域連携会議の開催を通して、地域単位の連携強化を図っていく。	県民生活課
			2回 44人		

【視点1】

<p>「安全・安心まちづくりボランティア」、「安全・安心まちづくりフレンドリー企業」への活動物品等の配付</p>	<p>県に登録された「安全・安心まちづくりボランティア」に対し蛍光ベストや腕章、「安全・安心まちづくりフレンドリー企業」に対し表示看板を配付する。</p>	<p>ボランティア 団体数 登録人数</p>	<p>398 団体 32,541 人</p>	<p>今後とも自主的な防犯活動の立ち上げ支援を行うとともに、様々な情報提供等を行っていく。</p>	<p>県民生活課</p>
		<p>フレンドリー企業 事業者数 事業所数 活動車両数</p>	<p>179 社 8,121 事業所 13,889 台</p>	<p>様々な情報提供等を行っていくとともに、地域との連携がより図られるように支援していく。</p>	
			<p>178 社 8,119 事業所 13,887 台</p>		
<p>安全・安心ステーション事業の実施</p>	<p>防犯ボランティア団体に対して活動物品、活動ノウハウを提供し、活動の活性化を図るとともに、他団体の手本になってもらう。</p>	<p>実施団体数 参加人数</p>	<p>24 団体 1,065 人</p>	<p>防犯ボランティア団体に対して活動物品、活動ノウハウを提供し、活動の活性化を図っていく。</p>	<p>生活安全総務課</p>
			<p>24 団体 1,319 人</p>		
<p>総合的なまちづくり支援</p>	<p>県民等が市町村や関係者と連携して進める「安全安心なまちづくり」についても「まちづくり支援チーム」「ふるさと応援チーム」を派遣するなどして応援する。</p>	<p>チーム 派遣地域</p>	<p>実績なし</p>	<p>地域自らが主体的、意欲的に取り組むまちづくり活動を、県も地域と一緒に考えながら、積極的かつ総合的に支援していく。</p>	<p>地域振興課</p>
<p>岐阜県ボランティア・市民活動支援センターの運営</p>	<p>県域にわたるボランティア活動の発展と活性化を図るため、(社福)岐阜県社会福祉協議会が運営する県ボランティア・市民活動支援センターの運営や各種事業に対して支援を行う。</p>	<p>／</p>	<p>／</p>	<p>県ボランティア・市民活動支援センターへの支援を通して、市町村ボランティアセンターの活性化を図っていく。</p>	<p>地域福祉課</p>
<p>老人クラブ活動への助成</p>	<p>高齢者の社会参加及び生きがい対策のため、地域見守り活動、友愛訪問活動、認知症サポーターの育成等を行う市町村老人クラブ及び市町村老人クラブ連合会に対し助成を行う。</p>	<p>地域見守り等の取組をする老人クラブ数</p>	<p>・919 単位 老人クラブ ・9 市町村 老人クラブ 連合会</p>	<p>今後とも、市町村老人クラブ、市町村老人クラブ連合会の実施する地域貢献活動を支援していく。</p>	<p>高齢福祉課</p>
			<p>・926 単位 老人クラブ ・9 市町村 老人クラブ 連合会</p>		

【視点1】

岐阜県警察大学生等防犯ボランティア登録制度の実施	県内の大学等に通学する学生及び県内に居住する学生を対象とした防犯ボランティア登録制度を運用し、青年ボランティアの防犯ボランティア活動への参加を促進する。	登録人数	令和元年 85人	学生ボランティアに対するボランティア保険の助成等の支援を行い、青年ボランティア人口の増加と既存のボランティア団体との連携を図っていく。	生活安全総務課
			平成30年 114人		
◇その他の取組					
(公財)岐阜県防犯協会への支援	県民等による防犯活動の活性化、地域安全思想の普及宣伝などを行う(公財)岐阜県防犯協会に対し支援を行う。			県民等による防犯活動の活性化、広報啓発などを行う(公財)岐阜県防犯協会に対し支援を行っていく。	生活安全総務課

イ 人材の育成

地域における自主的な防犯活動の中心となっていたり、人材の育成を行っています。

取組・施策項目	その概要	確認指標	R1実績	R2の取組方針	担当課
			H30実績		
安全・安心まちづくりリーダー養成講座の実施	平成21年度に開催した「安全・安心まちづくりボランティアサミット」で明らかになった、自主防犯ボランティア団体の後継者問題に対して、新たな担い手となる防犯ボランティアリーダーを養成する講座を開催して支援を行う。	修了者数	17名 17名	地域安全運動が継続的に行われていくためにも、次世代を担う人材に対して、必要な知識などが習得できる機会を提供する。	県民生活課
安全・安心まちづくりアドバイザーの派遣	【再掲】				県民生活課

視点2 子ども、高齢者等の安全確保

(1) 子どもの安全確保

【取組の方向】

子どもの安全の確保のため、地域ぐるみの取組を促進する。

子どもの安全を確保するためには、学校や家庭、自主的な防犯活動を行うボランティア団体、事業者の皆さん、行政、警察がそれぞれ取組を行い、地域が一体となって相互に連携・協力し、子どもを見守っていくことが大切です。

また、子どもが犯罪被害に遭わないようにするための安全教育や心豊かな人格形成を促す教育を充実することも必要です。

さらに、子どもが健全に育ち、非行に走らないための地域づくりや、子どもが虐待されない地域づくりもあわせて行っていくことも必要です。

このため、子どもが健全に育つことができるよう学校等・通学路等の安全確保等、安全教育等の充実、健全育成・非行防止、虐待防止に関する取組を進めていきます。

ア 学校等・通学路等の安全確保等

地域ぐるみで、幼稚園、保育所、認定こども園、小中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校や、通園・通学路、子どもの遊び場所となる公園などの安全確保を進めていきます。

また、空地・空家の所有者・管理者に対し、その場所の管理徹底と防犯上の必要な措置が講ぜられるよう、市町村の協力を得ながら、求めていきます。

取組・施策項目	その概要	確認指標	R1 実績	R2の取組方針	担当課
			H30 実績		
◇学校等の安全確保					
「学校等における児童等の安全の確保の指針」の策定	幼稚園、保育所、認定こども園、小中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校などにおいて、子どもの安全の確保に有効な対策などをとりまとめた指針を、学校の設置者・管理者などを中心に普及啓発する。			平成21年3月に策定した指針を、学校安全講習会等、様々な機会を捉えて普及啓発を図っていく。指針については、社会情勢の変化や防犯設備に関する技術開発の進展等を踏まえた見直しを行う。	県民生活課 私学振興・青少年課 子育て支援課 教育総務課 学校安全課 生活安全総務課 少年課

【視点2】

私立幼稚園における安全対策の促進	私立幼稚園連合会が各私立幼稚園に対して安全対策の指導を行う場合、それに要する経費に対し補助を行う。	補助件数	1件	私立幼稚園連合会に対する支援を継続し、私立幼稚園における安全対策の促進を図っていく。	私学振興・青少年課
			1件		
私立学校における安全対策の促進	私立学校(小中高)が行う特色ある学校づくりの一環として、「安全安心な学校づくり」などを行う場合に、その施設整備や備品購入に要する経費に対し補助を行う。	補助件数	3件	私立学校(小中高)に対する支援を引き続き行い、私立学校の安全対策の促進を図っていく。	私学振興・青少年課
			2件		
地域に開かれた学校づくりの推進	学校評議員制度や学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)による県民等の学校運営への参加や岐阜県ふるさと教育週間における学校公開などを通して、学校と県民等との連携・交流を促進し、安全な教育コミュニティづくりを支援する。	学校関係者 評価の 実施率	小中高特 100%	保護者や地域住民の学校教育への参画を促し、学校運営の改善とコミュニティの活性化に資する開かれた学校づくり及び安全な地域社会づくりの一層の推進を図っていく。	学校支援課 教育総務課
			小中高特 100%		
学校警察連絡協議会の開催	学校と警察署との情報交換、連携を図るために、定期的に協議会を開催する。	開催数	97回	今後とも定期的に協議会を開催し、連携を図っていく。	少年課
			80回		
◇通学路等の安全確保					
「通学路等における児童等の安全の確保の指針」の策定	通園・通学路、子どもの遊び場所となる公園などにおいて、子どもの安全の確保に有効な対策、それぞれの管理者や防犯ボランティア団体との連携・協力などをとりまとめた指針を、学校の設置者・管理者などを中心に普及啓発する。			平成21年3月に策定した指針を、様々な機会を捉えて普及啓発を図っていく。指針については、社会情勢の変化や防犯設備に関する技術開発の進展等を踏まえた見直しを行う。	県民生活課 私学振興・青少年課 子育て支援課 農地整備課 森林整備課 道路建設課 道路維持課 教育総務課 学校安全課 生活安全総務課 少年課 交通企画課

【視点2】

連れ去り事案等 未然防止広報の 実施	子どもに対する声掛け事案の発生 状況や特徴、未然防止を図るため の防犯情報をホームページに掲載 し、情報を共有化する。			子どもに対する声掛け 事案の発生状況、防犯情 報等をホームページに 掲載し、情報を共有化し ていく。	少年課
「地域のおじさ んおばさん運 動」の推進	「地域の子どもは、地域で守り育 てる」を合言葉に、地域の大人が子 どもたち一人ひとりを暖かく見守 りながら励ましたり、注意や助言 を与えたりすることで、地域の教 育力、連帯感を高める。	地域の おじさん おばさん 年間新規 登録者数	1,067名	今後とも、地域団体等と 連携しながら取組を継 続していく。	私学振興・青少年課
			985名		
「地域安全の 日」の普及促進	【再掲】				生活安全総務課
「県民交通安全 の日」の普及促 進 (毎月15日)	「県民交通安全の日」に、交通ボラ ンティア、市町村、警察署、交通安 全協会などが、登校時に通学路の 交差点において、交通安全街頭指 導活動を行う。			今後とも、継続して「県 民交通安全の日」の普及 を促進していく。	県民生活課 交通企画課
「子供110番の 家」の設置支援	子どもに対する声掛け事案等の発 生時に緊急避難先として、通学路 周辺等の民家や店舗などに設置さ れた「子供110番の家」に対し、 (公財)岐阜県防犯協会とも連携を 図りながら、各種支援を行う。	設置数	19,773箇所	(公財)岐阜県防犯協会と も連携を図りながら、各 種支援を行っていく。	学校安全課 少年課
			19,743箇所		
「岐阜県放課後 子ども総合プラ ン」の推進	小学校区毎に、放課後等の子ども の安全安心な活動場所を確保する ために、市町村が設置する「放課後 子ども教室」、「放課後児童クラブ」 の運営の支援を行う。 【放課後子ども教室】 全ての子どもを対象として、安 全・安心な子どもの居場所を設け、 地域の方々の参画を得て、子ども たちとともに勉強やスポーツ・文 化活動、住民等との交流活動等 を行う。 【放課後児童クラブ】 共働きの家庭など留守家庭の小 学生に対して、放課後に適切な遊 びや生活の場を提供する。	教室実施 市町村数 教室数	17市町村 87教室	「放課後子ども教室」の 実施拡充を市町村に促 していくとともに、「放 課後児童クラブ」の必要 な全小学校区での設置 を目指して引き続き、財 政支援等を行っていく。	環境生活政策課 子育て支援課
			16市町村 132教室		
		クラブ実施 市町村数 クラブ数	40市町村 519クラブ		
			40市町村 504クラブ		

小規模児童クラブサポート事業の実施	小規模な放課後児童クラブや季節児童クラブの運営費や開設経費の補助を行う。	市町村数 クラブ数	8市町村 9クラブ (うち季節9クラブ)	夏休み等長期休暇に実施する季節児童クラブ及び10人未満で構成する小規模児童クラブへの運営費や開設経費の県単補助を通じ、クラブに必要な全小学校区での設置を目指して引き続き、財政支援等を行っていく。	子育て支援課
児童館等の運営・整備等の促進	市町村等が地域児童の健全育成を図るために実施する児童館・児童センターの施設整備事業に対して補助を行う。	補助件数	3件 1件	施設整備に関する財政的支援、運営の指導監督等を行っていく。	子育て支援課
住区基幹公園等の整備	市町村が、児童・高齢者などが安全かつ快適に遊戯・運動できるような住区基幹公園等(街区、近隣、地区など)の設置を計画する際、防犯にも留意して検討するように、指導及び助言する。	児童館・児童センター数	86ヶ所 86ヶ所	交付申請、補助要望等の市町村ヒアリング時に指導・助言していく。	都市公園課
通学路等の歩道整備等の推進	小学校、幼稚園、保育所及び児童館等に通う児童や幼児の通行の安全を確保するため、通学路等の歩道整備等を積極的に推進する。			引き続き、地域の実情に併せ通学路等の歩道整備等を積極的に推進していく。	農地整備課 道路維持課
防犯カメラ設置促進事業	子供・女性に対する声掛け事案等の事案や侵入窃盗、乗り物盗、車上ねらい等の地域住民の身近で起きる犯罪が多発する地域に防犯カメラを一定の期間設置し、その効果を実感した自治体、自治会等に防犯カメラの設置を促進する。	設置台数	令和元年 10台	地域主体による防犯カメラの設置をより促進するため廃止する。	生活安全総務課

◇空地、空家等の適正な管理					
空家等対策に係る対応指針の運用	適正に管理が行われていない空家等について、県民の生活環境の保全の観点から必要な対策を総合的に推進することを目的として、平成27年1月に岐阜県空家等対策協議会で「空家等対策に係る対応指針」が策定された。			指針に基づき、空家等の増加により生じる諸問題について、市町村、民間団体等及び県が連携して対応していく。	住宅課 市町村課 危機管理政策課 防災課 消防課 県民生活課 廃棄物対策課 環境管理課 高齢福祉課 地域福祉課 商業・金融課 道路維持課 都市政策課 建築指導課 生活安全総務課

イ 安全教育等の充実

子どもが、犯罪被害に遭わないようにするために、様々な危険を予測し、回避できる能力を身につけていくための安全教育を進めていきます。

また、社会の構成員としての子どもの規範意識や責任意識、他人を思いやる心、命を大切にすること豊かな感受性を育む心の教育の充実に努めます。

取組・施策項目	その概要	確認指標	R1実績	R2の取組方針	担当課
			H30実績		
◇防犯、交通安全					
学校安全講習会の開催	公立幼稚園、小中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の教頭等を対象に、学校安全に関する講習会を行い、管理職の危機管理意識の高揚を図る。(県内5地区で開催)	開催数 参加人数	5回 747人	交通安全、生活安全(防犯を含む)、災害安全の内容を取り上げ、各学校の教頭、各市町村教育委員会担当者を対象にして、危機管理意識を高める講習会を行う。	学校安全課
			5回 777人		
岐阜県警察スクールサポーターの設置	警察本部及び県内14警察署に「岐阜県警察スクールサポーター兼地域安全活動アドバイザー」を配置し、地域安全情報や児童生徒の非行防止等に関する情報を学校等の関係機関、自治体、PTA、自主防	非行防止及び立ち直り支援活動回数 防犯講話(非行防止教室)	令和元年 3回 平成30年 3回 令和元年 896回	警察本部2人、県内19警察署に19人配置されている岐阜県警察スクールサポーター兼地域安全活動アドバイザーによる地域安全情報や	少年課 生活安全総務課

【視点2】

	<p>犯組織等に提供し、児童・生徒や学校の安全に関する指導・助言を行うとともに、「小学校における不審者侵入対策訓練」、「非行防止教室」、「安全点検活動」等にも取り組む。</p>	<p>回数</p> <p>平成30年 800回</p> <p>管理者対策回数</p> <p>令和元年 70回</p> <p>平成30年 237回</p> <p>安全点検活動回数</p> <p>令和元年 131回</p> <p>平成30年 118回</p>	<p>平成30年 800回</p> <p>令和元年 70回</p> <p>平成30年 237回</p> <p>令和元年 131回</p> <p>平成30年 118回</p>	<p>非行防止等に関する情報発信を行うとともに、学校及び地域における児童生徒の安全対策を推進する。</p>	
<p>幼児等連れ去り 事案未然防止教育 班「たんぼぼ」 による教育活動</p>	<p>幼稚園、保育所、小学校などを巡回して、ペープサート・クイズ等を活用した参加・体験型教育により、子どもに危険回避能力等を身に付けさせる。</p>	<p>巡回回数 参加人数</p> <p>令和元年 433回 50,061人</p> <p>平成30年 420回 52,242人</p>	<p>令和元年 433回 50,061人</p> <p>平成30年 420回 52,242人</p>	<p>小学校向けシナリオを修正し、より効果的な参加・体験型教育により、子どもの危険回避能力等の向上を図る。</p>	<p>少年課</p>
<p>地域安全マップ の作成推進</p>	<p>地域、学校、家庭等で、地域安全マップが作成できるよう、岐阜県のモデルマップを作成するとともに、マニュアルを作成して、インターネットで公開する。</p>			<p>地域安全マップが作成できるように実施方法の広報、マニュアルを整備しインターネットで公開していく。</p>	<p>生活安全総務課</p>
<p>「暮らしの安全 ガイドブック」 の作成</p>	<p>県民の日常生活に、より身近な防犯・交通安全・消費生活など「暮らしの安全」にかかる情報を分かりやすく伝えるための教材として「暮らしの安全ガイドブック」を作成し、主に小学校高学年及び高齢者向けに配布し、意識高揚を図る。</p>	<p>発行部数</p>		<p>防犯・交通安全・消費生活など多岐にわたる情報を「暮らしの安全ガイドブック」として基礎知識、トラブル事例、対処方法等を一元化して一冊にまとめた冊子を作成し、県内小学校や高齢者に向けて発行する。</p>	<p>県民生活課</p>
<p>◇消費生活</p>					
<p>教育指導用資料 や副読本の作成</p>	<p>学校における消費者教育の資料として活用できるよう、消費生活に</p>	<p>高校生等向け 資料発行部数</p>	<p>R2.3第23版 発行24,000部</p>	<p>消費者被害を防止するためには、早期からの教</p>	<p>県民生活課</p>

【視点2】

	<p>関する基礎知識や、消費生活相談の事例・対処方法を中心とした資料等を作成し、各学校に配布する。</p> <p>なお、その内容については県のホームページにも掲載する。</p>	<p>(作成時のみ)</p>	<p>H31.3 第 22 版 発行 27,000 部</p>	<p>育が必要であるため、今後とも継続して副読本を作成し啓発を行っていく。</p>	
		<p>教育指導用 資料発行部数 (作成時のみ)</p>	/		
<p>学校への出前講座の実施</p>	<p>消費生活に関する様々なトラブルの未然防止を図るため、小中学校や高校において出前講座を実施する。</p>	<p>講座回数 参加人数</p>	<p>30 回 2,405 人</p>	<p>今後とも、要請に応じて出前講座を実施していくとともにその活用の働きかけを行う。</p>	<p>県民生活課</p>
			<p>10 回 989 人</p>		
<p>学校教職員等を対象とした出前講座の実施</p>	<p>消費者教育の重要性の認識・副教材の効果的な活用方法の周知や子どもの被害の未然防止を図ることを目的に、学校教職員や保護者を対象に出前講座を実施する。</p>	<p>講座回数 参加人数</p>	<p>0 回 0 人</p>	<p>今後とも、要請に応じて出前講座を実施していくとともに、その活用の働きかけを行う。</p>	<p>県民生活課</p>
			<p>1 回 21 人</p>		
<p>大学・短大や、事業所の新入社員を対象とした出前講座の実施</p>	<p>成人になる直前若しくは、なっていない若者への啓発を図るため、大学・短大や事業所の新入社員を対象に、新入生のオリエンテーション等の場を活用し、消費者トラブルの未然防止を図るため出前講座を実施する。</p>	<p>講座回数 参加人数</p>	<p>7 回 1,364 人</p>	<p>今後とも、要請に応じて出前講座を実施していくとともに、その活用の働きかけを行う。</p>	<p>県民生活課</p>
			<p>12 回 2,071 人</p>		
<p>「暮らしの安全ガイドブック」の作成</p>	<p>【再掲】</p>		/		<p>県民生活課</p>
<p>◇インターネット</p>					
<p>情報モラル教育の推進</p>	<p>学校において、インターネット等の安全な使用方法や、情報の正しい読み取り方などを学ぶ情報モラルの教育の充実を図る。</p> <p>また、子どもを有害情報やトラブルから守り、安全に情報機器を利用できるよう、保護者・教職員・青少年を対象とした情報モラルに関する啓発等の充実を図る。</p>	/	/	<p>チラシ及びリーフレットを作成。保護者・教職員に配布し、情報モラルに関する啓発を行う。今後も様々な形で啓発等を行っていく。</p>	<p>教育研修課 学校安全課 私学振興・青少年課</p>

【視点2】

<p>インターネット 安全安心利用啓 発</p>	<p>青少年がインターネットを安全に安心して利用できる環境の整備について、関係団体、関係事業者及び行政機関の連携・協力による取組を推進し、地域や学校等において積極的な啓発を図る。</p>			<p>青少年がインターネットを安全に安心して利用できる環境の整備について、関係団体、関係事業者及び行政機関の連携・協力による取組を推進していく。</p>	<p>私学振興・青少年課</p>
<p>少年に対するイ ンターネット等 の違法、有害情 報対策の推進</p>	<p>サイバー空間には有害情報と一般情報が混在しており、インターネットを利用する青少年が犯罪に関わるケースが増えたため、学校関係機関・団体等と協働でフィルタリングソフトの利用促進等の広報啓発を進めるとともに、警察職員による情報モラル教室を開催し被害防止のための講話会等を実施する。</p>	<p>派遣回数 参加人数</p>	<p>令和元年 277回 51,441人</p> <p>平成30年 257回 51,726人</p>	<p>関係機関・団体等と連携したフィルタリングソフト利用促進の広報啓発及び犯罪被害防止講話を実施する。</p>	<p>少年課 サイバー犯罪対策課</p>
<p>インターネット ・プロバイダ等 防犯連絡協議会 の開催</p>	<p>県内に所在するインターネットサービスプロバイダと連携して、ネットワークセキュリティの確保や不正アクセス行為に対する管理の徹底などを協議し、ネット空間における被害を防止する。</p>	<p>開催数 参加人数</p>	<p>令和元年 1回 9人</p> <p>平成30年 1回 12人</p>	<p>今後とも、県内のプロバイダ等との連携を図り、協力体制を確保していく。</p>	<p>サイバー犯罪対策課</p>
<p>◇規範意識等の育成</p>					
<p>高校生によるM Sリーダーズ活 動の推進</p>	<p>「高校生の高校生による高校生のための規範意識啓発活動」として、「高校生によるマナーズ・スピリット(MS)・リーダーズ活動」を推進する。</p> <p>①少年の健全育成及び非行防止活動 ②私たちの街パトロール活動 ③駅・公園などの美化活動 ④通学路の安全確保などの交通事故防止活動 ⑤薬物乱用防止活動</p>	<p>実施校数 MSリーダーズ 数</p> <p>実施回数 延べ参加人員</p>	<p>110校 7,723人</p> <p>109校 8,023人</p> <p>3,854回 41,237人</p>	<p>今後とも、MSリーダーズ活動を積極的に支援していく。</p>	<p>少年課</p>

	⑥その他(研修会など)		4,037回 46,674人			
中学生によるMSJリーダーズ活動の推進	中学生の自主的な社会参加活動として「マナーズ・スピリット・ジュニア・リーダーズ(MSJ)活動」を推進する。 インターネットにおけるフィルタリング利用など「ネットプロミス(ネット憲法)」の作成、採択など規範意識向上を図る。	実施校数	171校 7,793人	今後、MSJリーダーズ活動を積極的に支援していく。	少年課	
		MSJリーダーズ数	172校 7,935人			
人権に関する啓発活動の充実	「人権啓発フェスティバル in ぎふ」、県内5圏域での「人権啓発展」の開催、「ちょっといい話」の募集及び「社会人権学習資料」等、啓発資料の配布により、子どもの発達段階に即した人権尊重の意識を高め、偏見や差別のない社会の実現を目指す。	フェスティバル開催数	1回 1回	平成30年3月に策定した「岐阜県人権施策推進指針(第三次改定)」に基づき、県民一人ひとりの人権が尊重される社会づくりの実現に向けた効果的な人権教育・啓発を推進するため、人権啓発フェスティバル in ぎふをはじめ、幅広い各種の人権啓発活動を実施する。 今後とも、小学校、中学校及び保護者に対する人権意識の高揚に努めていく。	人権施策推進課	
		人権啓発展開催数	8会場8回 7会場8回			
		発行冊数(作成時のみ)	学習資料 4万4千冊 学習資料 4万4千冊			
		ちょっといい話(応募数)	2,609件 1,719件			
親と幼稚園が進める心の教育推進事業	幼児が伸び伸びと遊ぶ中で、社会生活上のルールや道徳性を生活の中で身に付けていけるような家庭や地域及び園の在り方を研究する。			家庭や地域社会と幼稚園が連携し、幼児の健全な心身の基礎を培う幼稚園教育の充実を図っていく。	学校支援課	
私立幼稚園における心の教育の促進	国際化・情報化が進展する21世紀社会を担う幼児の道徳性の芽生えを培い、豊かな感性を育て、心身とともに健やかでたくましく、2	補助件数	84園	私立幼稚園に対する支援を引き続き行い、私立幼稚園における心の教育の促進を図っていく。	私学振興・青少年課	

	1世紀社会に対応できる人間に成長できるよう、教育改革及び特色ある幼稚園づくりに務める私立幼稚園に対して、補助を行う。		87園		
道徳教育の充実	児童生徒の豊かな心を育て望ましい道徳性の育成を図り、道徳教育の一層の充実を期するため、3カ年計画で次の事業を実施。 ①全市町村教委及び小中学校への道徳教育計画訪問指導の実施 ②小・中学校における道徳の時間の指導資料の作成 ③道徳教育振興会議の開催	訪問学校数	186校 (小117 中69)	計画訪問を中心に各学校における道徳教育の充実を図るとともに、指導資料を作成し、冊子として配布したりホームページに掲載したりすることによって道徳の時間の充実を図っていく。	学校支援課
			180校 (小130 中50)		
		訪問参加人数 ・教職員 ・保護者等	3827人 30人 3,532人 22人		
		道徳教育 振興会議 開催回数	2回 2回		
少年のスポーツ活動、社会参加活動の推進	地域の人々や少年相互の触れ合いを通じ、社会の一員としての自覚や、たくましい心身を育むことを目的に、警察署道場を開放して少年柔道・剣道教室等のスポーツ活動を推進する他、少年の地域社会への連帯意識を醸成し、地域レベルでの非行抑止を図る目的で農業体験をはじめ、地場産業の見学や伝統文化継承等の活動を通じ、地域社会への関心と参加を促して、地域住民とのふれあいと地域社会の活性化に資する「手作りの非行防止活動」を地域全体で実施する。	開放箇所数 警察官指導 チーム数	10署（警察官 指導チーム3） 10署（警察官 指導チーム3）	今後とも、警察署道場開放による青少年のスポーツ活動を支援するとともに、「農業体験を通じた立ち直り支援活動」や手作りの非行防止活動を積極的に展開していく。	少年課
		実施警察署 参加人数	9署（岐阜中・南・北、各務原、岐阜羽島、大垣、関、多治見、高山） 延べ1,510人		
			10署（岐阜中・南・北、各務原、岐阜羽島、大垣、揖斐、関、多治見、高山） 延べ1,794人		

ウ 健全育成・非行防止、虐待防止

子どもが健全に育ち、非行に走らないための地域づくりや、子どもが虐待されない地域づくりを進めていきます。

取組・施策項目	その概要	確認指標	R1 実績	R2の取組方針	担当課
			H30 実績		
◇健全育成・非行防止					
青少年を健全に育む社会環境づくりの推進	岐阜県青少年健全育成条例に基づく有害図書類の指定や、書店・興行場等への立入調査を充実強化するとともに、業界・事業者との協力により自主的な規制措置を促進する。	立入調査員数 立入回数	425 人 4,508 回 426 人 6,186 回	今後とも、岐阜県青少年健全育成条例の遵守に向けて立入調査等の充実を図っていく。	私学振興・青少年課
子ども・若者育成支援ネットワーク事業の実施	ニート、ひきこもり、不登校等、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支援するため、「子ども・若者支援地域協議会」を設置し、関係相談・支援機関の連携により円滑な自立支援を図る。			困難を有する子ども・若者の問題について、関係機関等と連携し、引き続き支援体制の向上に取り組んでいく。	私学振興・青少年課
地域社会における薬物乱用防止活動の推進	「薬物乱用防止指導員」を委嘱し、地域社会における啓発活動を実施する。	委嘱者数	442 名 428 名	指導員による地域社会での啓発活動を今後も継続して推進していく。	薬務水道課
薬物乱用防止出前講座の実施	希望する県内小学校(高学年)、中学校、高等学校を対象に薬物に関する正しい知識と薬物乱用の恐ろしさを啓発するため、(一社)岐阜県薬剤師会や岐阜県保護司会連合会との連携を図りながら、薬物乱用防止指導員、保健所職員による出前講座を実施する。 なお、大学や専門学校等において薬務水道課職員を講師として出前講座を開催する。	実施校数 参加人数	440 校 35,193 人 487 校 45,128 人	薬物乱用問題は、依然として予断を許さない状況であり、今後とも継続して薬物に関する正しい知識と薬物乱用の恐ろしさの啓発を図っていく。	薬務水道課

【視点2】

<p>非行防止講話、 薬物乱用防止教室の実施</p>	<p>小中学校、高等学校を対象に、規範意識の形成と薬物乱用防止意識の向上を図るため、地元警察署長等による「非行防止講話」や「薬物乱用防止教室」を実施する。</p> <p>併せて、薬物乱用防止広報車「わかば」を活用し啓発を行う。</p>	<p>開催数 参加人数</p>	<p>令和元年 234回 62,405人</p> <p>平成30年 221回 72,177人</p>	<p>今後とも、小中学校、高等学校において講話等を実施するとともに、学校等関係機関と連携し、中学生を対象とした少年非行防止タウンミーティングを開催する。</p>	<p>少年課</p>
<p>麻薬・覚醒剤等の指導監視・取締</p>	<p>「大麻・けしの不正栽培及び自生けしの発見、撲滅」、「麻薬の不正利用、不正ルートへの流出防止のための麻薬取扱者の監視指導」及び「向精神薬の乱用及び不正取引の防止のための向精神薬取扱施設の監視指導」など適切な管理等について指導を実施する。</p>	<p>不正大麻けし 発見件数</p> <p>監視指導 立入回数</p>	<p>60件 1,565回</p> <p>51件 1,795回</p>	<p>今後とも、継続して実施し、大麻・けしの不法栽培や麻薬等の不正流通等を防止していく。</p>	<p>薬務水道課</p>
<p>「薬物相談窓口」の設置</p>	<p>県内12保健所・センター(岐阜市保健所を含む)、精神保健福祉センター及び民間団体(NPO法人)で、薬物に関する相談を受ける。</p>	<p>相談件数</p>	<p>62件</p> <p>61件</p>	<p>相談窓口の利便性の向上、担当者の対応能力の向上を図り、今後とも、継続して県民の相談に対応し、助言を行っていく。</p>	<p>薬務水道課</p>
<p>暴走族追放活動の推進</p>	<p>岐阜県交通安全対策協議会に暴走族追放推進部会を設置し、「暴走を許さない世論の形成」、「家庭、学校、地域等における青少年の指導」、「暴走行為等悪質事犯の取締り強化と再犯防止」などに取り組む。</p>	<p></p>	<p></p>	<p>必要に応じて推進部会を開き、暴走族追放活動を展開していく。</p>	<p>県民生活課</p>
<p>「青少年SOSセンター」の設置</p>	<p>青少年の様々な悩みを365日、24時間いつでも気軽に相談できる相談窓口「青少年SOSセンター」を運営する。</p> <p>青少年のいじめ、不登校、非行、虐待等に関する相談を受けている。</p>	<p>相談件数</p>	<p>1,615件</p> <p>2,451件</p>	<p>「子ども・若者総合相談窓口」として、相談体制の充実・機能強化を図っていく。</p>	<p>私学振興・青少年課</p>

【視点2】

<p>少年(補導)センター活動の推進</p>	<p>少年をめぐる社会環境の浄化及び少年非行の防止と、少年の健全育成と社会福祉の増進に寄与するため、県下の少年(補導)センターの連携を図るとともに、必要な助成を行う。</p>	<p>補導人員数</p>	<p>277 人</p>	<p>青少年の非行防止を全県的な県民運動として位置づけ、活動の活性化を図っていく。</p>	<p>私学振興・青少年課</p>
<p>わかあゆ学園の運営</p>	<p>不良行為、又は不良行為をなす恐れがある児童を入所させて指導を行い、自立を支援する。</p>	<p></p>	<p></p>	<p>引き続き、指導、支援を行っていく。</p>	<p>子ども家庭課</p>
<p>教職員(生徒指導担当者)などの資質向上</p>	<p>子どもの気持ちを理解し、子どもの立場に立ったアプローチを身に付けるため、カウンセリング、心理学等を取り入れた研修等を充実させるなど、生徒指導担当者などの資質向上を図る。 いじめや児童虐待等に対する相談担当者等を対象に、各種研修講座を実施する。 教育現場の問題に関わる悩みを持つ教職員に、教育現場に熟知したスタッフが相談助言を行う。</p>	<p>各種研修講座開催数 参加人数</p>	<p>5 講座 343 人</p>	<p>今後とも、現場のニーズに応じた各種講座の開催や相談助言を行い、教職員の資質向上を図っていく。</p>	<p>学校安全課</p>
<p>生徒への適応指導や自立への指導援助</p>	<p>非社会的な問題行動や不登校傾向をもつ生徒への適応指導や自立への指導援助を行う。 ・高等学校及び特別支援学校でのスクールカウンセラーによるカウンセリング ・岐阜県総合教育センター内に高校生等を主な対象とした適応指導教室を設置</p>	<p>相談件数</p>	<p>高特カウンセリング件数 3,603 件 岐阜県総合教育センター内 適応指導教室 面接 436 件 電話 163 件 高特カウンセリング件数 1,624 件 岐阜県総合教育センター内 適応指導教室 面接 707 件 電話 224 件</p>	<p>県内全公立高等学校及び特別支援学校にスクールカウンセラーを配置し生徒の適応指導や自立への指導助言を行っていく。 適応指導教室において、将来的な社会的自立に向けたきめ細やかな支援を行っていく。</p>	<p>学校安全課</p>
<p>生徒指導の充実強化</p>	<p>生徒指導の重要性を踏まえ、小・中 ・高一貫した生徒指導体制を確立し、不登校やいじめ、暴力行為等の問題行動への早期対応を図る。</p>	<p>①・② 参加人数</p>	<p>859 人</p>	<p>今後も、県内6地区で、生徒指導連携強化委員会を開催し、生徒指導の連携の強化及び地域を</p>	<p>学校安全課</p>

【視点2】

	<p>①各地区生徒指導連携強化委員会の開催</p> <p>②岐阜県生徒指導推進会議の開催</p> <p>③地域担当生徒指導主事等による学校訪問</p>		908人	<p>挙げていじめの未然防止の取組の充実を図っていく。</p>	
<p>いじめ・不登校等未然防止アドバイザー派遣事業</p>	<p>いじめや不登校等の未然防止に向け「魅力ある学校づくり」を推進する学校を支援するため、大学教授や校長OB等の有識者を「いじめ・不登校等未然防止アドバイザー」として県内の小学校・中学校・義務教育学校に派遣する。また、校内研修の講師や、いじめや不登校等の未然防止に向けた学校の取組への助言等のため、県立学校へ有識者を派遣する。</p>	参加校数	<p>・22小中学校へ大学教授、校長OBなどの有識者等を派遣。</p> <p>・県立学校8校へ大学教授、校長OBなどの有識者等を派遣。</p> <p>・22小中学校へ大学教授、校長OBなどの有識者等を派遣。</p> <p>・県立学校14校へ大学教授、校長OBなどの有識者等を派遣。</p>	<p>・22小中学校へ大学教授、校長OBなどの有識者等を派遣。</p> <p>・県立学校20校程度へ大学教授、校長OBなどの有識者等を派遣。</p>	学校安全課
<p>スペシャリストサポート事業</p>	<p>学校だけでは対応が困難な事案の発生が予想される場合や、問題が発生した初期段階で、学校の要請により個々の事案に応じて外部人材を派遣し、専門的な立場から対応策のコーディネートや助言を行うことにより指導体制を確立し、問題行動の未然防止や早期解決を図る。</p>	<p>派遣校</p> <p>派遣日数</p> <p>派遣スタッフ数</p>	<p>401校</p> <p>418日</p> <p>391校</p> <p>441日</p>	<p>平成30年度より「スペシャリストサポート事業」を緊急時の派遣に特化して実施し、学校の要請により派遣を行い、早期発見・早期対応を図る。</p>	学校安全課
<p>スクールカウンセラーの設置</p>	<p>学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、「心の専門家」である臨床心理士等をスクールカウンセラーとして、県内全ての中学校、公立高等学校及び公立特別支援学校へ配置する。</p>	設置校数	<p>中学校校区</p> <p>177校区</p> <p>公立(蕨)学校</p> <p>88校</p> <p>中学校校区</p> <p>179校区</p> <p>公立(蕨)学校</p> <p>88校</p>	<p>県内全ての中学校、公立高等学校及び公立特別支援学校へ配置し、学校の教育相談の充実を図り、不登校や問題行動の減少を目指す。</p>	学校安全課

いじめを許さない県民運動の推進	<p>県内6地域に、学校と地域の関係諸団体により、青少年の健全育成を目的に設置する「小中高生指導連携強化委員会」に、自治会・女性団体・シニアクラブ・地域スポーツクラブ・民生児童委員、青少年育成市民会議等の諸団体を加え、子どもの居場所と絆づくり県民運動を開催する。</p> <p>各団体は、「いじめ予防」をテーマに年間を通じた活動を実施する。</p> <p>併せて、「子供SOS24」（岐阜県総合教育センター）や「ほほえみダイヤル」（各教育事務所）等の電話相談において、いじめ等の相談に対応する。</p>	<p>「あったかい言葉かけ県民運動」を広報誌にて取りあげている市町村数</p> <p>相談件数</p>	<p>15市町村</p> <p>9市町</p> <p>2,494件</p> <p>3,459件</p>	<p>今後も、県内6地区で、生徒指導連携強化委員会を開催し、生徒指導の連携の強化及び地域を挙げていじめの未然防止の取組の充実を図っていく。</p>	<p>学校安全課</p>
少年サポートセンターの設置等	<p>本部及び県下5地区の少年サポートセンター並びに警察署における少年相談を推進するほか、少年相談専門職員の指導による少年相談担当者の資質向上及び各種相談機関等との連携を深め、相談活動の充実を図る。</p> <p>また、必要に応じて、子ども相談センター等と連携し、非社会的な問題行動などをする少年のためのサポートチームを結成し、学習支援などを行う。</p> <p>さらに、警察で補導した無職少年等に対し、就学・就労等の相談活動を推進する。</p>	<p>相談件数</p> <p>①ヤングテレホンコーナー(本部少年センター)</p> <p>②地区少年サポートセンター</p> <p>サポートチーム結成数</p>	<p>令和元年</p> <p>①56件</p> <p>②591件</p> <p>平成30年</p> <p>①72件</p> <p>②472件</p> <p>令和元年</p> <p>34件</p> <p>(対象少年41人)</p> <p>平成30年</p> <p>31件</p> <p>(対象少年55人)</p>	<p>今後とも、少年相談活動の充実を図るとともに、少年非行防止や非行少年の立ち直り、被害少年への支援活動を積極的に推進していく。</p>	<p>少年課</p>
街頭補導活動の推進	<p>交番・駐在所等の警察官や少年補導職員を中心に、少年警察ボランティア、学校関係者等と連携し、少年のたまり場となりやすい場所を重点に街頭補導活動の強化を図る。</p> <p>街頭補導活動の中心的な存在である。</p>	<p>少年補導数</p>	<p>令和元年</p> <p>10,234人</p> <p>平成30年</p> <p>9,787人</p>	<p>今後とも、積極的な街頭補導活動の推進を図るとともに、研修会等を通じて少年警察ボランティアのスキルアップを図り、より充実した活動を推進していく。</p>	<p>少年課</p>

	<p>る、少年警察ボランティアの少年補導員については、年1回以上研修会等を実施し、活動の充実を図っている。</p> <p>【少年警察ボランティア】</p> <p>少年補導員(一部少年指導委員を兼務)を委嘱して、街頭補導、有害環境浄化、少年の居場所づくり、立ち直り支援等の活動を推進する。</p>	少年警察ボランティア委嘱数	<p>800人 (うち少年指導委員兼務者79人)</p>		
	<p>少年補導員(一部少年指導委員を兼務)を委嘱して、街頭補導、有害環境浄化、少年の居場所づくり、立ち直り支援等の活動を推進する。</p>		<p>786人 (うち少年指導委員兼務者79人)</p>		
非行少年の適切な処遇と少年の福祉を害する犯罪の取締り強化	<p>家庭裁判所、子ども相談センター等の関係機関と連携を密にして、少年事件の迅速・適正な処理を図るとともに、「少年の福祉を害する犯罪」の取締りを強化する。</p> <p>【少年の福祉を害する犯罪】</p> <p>青少年健全育成条例違反(みだらな性行為等)、児童買春・児童ポルノ禁止法違反(児童買春等)、風営適正化法違反(年少者使用等)等</p>	少年の福祉を害する犯罪検挙数 検挙人数	<p>令和元年 135件 130人</p>	今後とも引き続き、少年事件の迅速・適正な処理を図るとともに、「少年の福祉を害する犯罪」の取締りを強化する。	少年課
			<p>平成30年 115件 116人</p>		
岐阜県児童生徒健全育成サポート制度の取組	<p>学校と警察が児童生徒の安全確保と問題行動に関して、自らの役割を果たしつつ問題の所在を相互に理解し、連携して児童生徒の健全育成に対応するため、学校等連携機関との間における協定書により、取組を行う。</p>			今後とも引き続き、制度の適正かつ効果的な運用に努めていく。	少年課
◇虐待防止					
児童相談体制の整備	<p>市町村要保護児童対策地域協議会の運営等について指導・研修を行う。</p> <p>さらに、児童虐待地域協力員と定期的な連絡会議を持つとともに、専門研修、事例発表を行う。</p> <p>併せて、各子ども相談センターのスキルアップを図る。</p> <p>また、児童虐待の通告の仕組みについて、学校や地域住民への説明</p>	連絡会議開催回数・参加人数	<p>4回 1,094人</p>	研修等を実施し、関係機関の専門性の向上を図っていく。	子ども家庭課
			<p>5回 1,287人</p>		

【視点2】

	等により周知に努め、虐待の早期発見・防止を図る。				
「子ども・家庭110番」の設置	子どもや家庭の悩み、問題に対し早期に適切な援助を行うため、中央子ども相談センターで家庭支援電話相談「子ども・家庭110番」を実施する。	相談件数	1,504件	適切に援助を行うため、電話相談事業を実施していく。	子ども家庭課
			1,939件		
「子ども相談センター24時間虐待通報ダイヤル」の設置	児童虐待に関して電話相談による通報や24時間365日受け付ける体制を強化するため、「子ども相談センター24時間虐待通報ダイヤル」を設置する。	相談件数	941件	ダイヤルの適正かつ効果的な運用に努めるとともに、今後とも体制強化を図っていく。	子ども家庭課
			859件		
法的対応の機能強化	各子ども相談センターが児童虐待等の相談を受理した際に、弁護士に対し、必要に応じて法的対応に関する助言や関係者との調整、家庭裁判所への申立て業務を依頼する。	依頼件数	394件	児童虐待対応弁護士委託設置事業を実施し、法的対応の強化を図る。	子ども家庭課
			206件		
児童家庭支援センターへの補助	地域や家庭からの相談事業等を行う児童家庭支援センターに対して、運営費補助を行う。	補助件数	5件	県内5圏域すべてで児童家庭支援センターが整備されたことから、児童相談の体制強化を図る。	子ども家庭課
			5件		
被虐待児の一時保護の実施	緊急に子どもの保護が必要なとき、生活指導や行動観察が必要なときなど、各子ども相談センターにおいて、子どもの一時保護を行う。	保護件数 保護延べ日数	350件	子どもの状況に応じ一時保護を実施していく。	子ども家庭課
			9,050日 199件 4,865日		
児童虐待事案への対応	警察署などに寄せられた児童虐待事案について、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応を推進する。	虐待認知件数	令和元年 896件	今後とも、迅速・的確な対応と関係機関との連携を図っていく。	少年課
			平成30年 492件		

(2) 高齢者、障がい者の安全確保

【取組の方向】

高齢者、障がい者の安全の確保のため、地域ぐるみの取組を促進する。

ニセ電話詐欺や悪質商法、空き巣などの犯罪被害に遭いやすい高齢者や障がい者の安全を確保し、地域において安全で安心して暮らすことができるよう、訪問活動、会合等様々な機会を活用し、情報提供を行い、犯罪被害の未然防止を図ることが大切です。

また、地域におけるネットワークの構築を図るなど、身近な地域で助け合い、支え合う仕組みづくりも必要です。

このため、高齢者、障がい者の安全を確保するための取組を進めていきます。

取組・施策項目	その概要	確認指標	R1 実績	R2の取組方針	担当課
			H30 実績		
◇高齢者の安全確保					
高齢者を対象とした出前講座の実施	老人クラブ等の依頼に応じて講師が出向き、消費生活に関する出前講座を実施する。	講座回数 参加人数	141回 5,740人	今後も、要請に応じて出前講座を行うとともに、その活用の働きかけを行う。	県民生活課
			131回 5,347人		
県内老人クラブ等への「高齢者安全・安心総合出前講座」の実施	老人クラブの集会等の機会を活用した啓発活動として、主催者の依頼に応じて「防犯」、「消費生活」、「交通安全」をテーマとした「高齢者・安全・安心総合出前講座」を実施する。	講座回数 参加人数	11回 788人	今後とも、老人クラブ等の依頼に応じて、高齢者の安全意識の高揚に努めていく。	県民生活課
			20回 1,349人		
高齢者世帯への「高齢者安全・安心世帯訪問事業」の実施	高齢者世帯の家庭訪問を行い、「防犯」、「消費生活」、「交通安全」に関する「高齢者・安全・安心世帯訪問事業」を実施する。	訪問世帯数	34,829世帯	今後とも、主に老人クラブ未加入世帯を対象として、継続して実施していく。	県民生活課
			40,623世帯		
体験型出前講座による交通安全教育の実施	自治会や老人クラブなどに出向き、「歩行環境シミュレータ」と「自転車シミュレータ」を活用した参加体験型の出前講座を実施する。	講座回数 参加人数	歩行環境 22回 518人 自転車 31回 2,698人	高齢者等を交通事故から守るため、体験型の講座による教育・啓発を継続していく。	県民生活課
			歩行環境 30回 725人 自転車 40回 4,077人		

新たな手口に対応したニセ電話詐欺防止対策	<p>あらゆる広報媒体を活用し、ニセ電話詐欺の新たな手口とその防止対策等の情報発信をするなどし、防犯意識の高揚と自主防犯対策の促進を図るほか、金融機関をはじめ関係機関・団体と連携して、ATM周辺対策などを実施する。</p>			<p>引き続き、あらゆる広報媒体を活用して情報発信するほか、金融機関等と連携して、窓口での声掛けやATM周辺対策を実施していくなど、ニセ電話詐欺被害防止の注意喚起を促す活動を実施。</p>	<p>生活安全総務課</p>
福祉のまちづくりの推進	<p>岐阜県福祉のまちづくり条例における県の基本方針に基づき、高齢者、障がい者等の社会参加の促進を図る。</p>	<p>ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度の導入（11月15日）</p>	<p>・障害者等用駐車区画（プラスワン区画）の確保 ・対象者への利用証の交付 ・制度周知を推進する。</p>	<p>・障害者等用駐車区画（プラスワン区画）の確保 ・対象者への利用証の交付 ・制度周知を推進する。</p>	<p>地域福祉課</p>
地域福祉推進体制の整備	<p>(社福)岐阜県社会福祉協議会との連携のもと、市町村地域福祉計画の実践等として、市町村と市町村社会福祉協議会による、支え合いの福祉コミュニティ創造に向けた見守りネットワーク活動をはじめ、住民主体の地域での支え合いによる福祉活動を担う団体の設立や、拠点づくりを契機とした活動発展のための基盤・体制整備などへの取組を支援する。</p>	<p>ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度の導入に向けた会議を3回開催。</p>		<p>市町村及び市町村社会福祉協議会が地域での支え合いによる福祉活動の整備・充実に取り組む場合に、(社福)岐阜県社会福祉協議会と連携し、ノウハウ等の提供と助成制度により支援していく。</p>	<p>地域福祉課</p>

【視点2】

<p>日常生活自立支援事業費補助金の助成</p>	<p>(社福)岐阜県社会福祉協議会が実施する、自己判断能力が低下している独り暮らしの認知症高齢者などに対して、その権利を擁護し、自立した日常生活が送れるよう支援する制度運営にかかる経費を助成する。</p>			<p>引き続き、(社福)岐阜県社会福祉協議会が実施する認知症高齢者等に対する支援制度運営にかかる経費を助成していく。</p>	<p>地域福祉課</p>
<p>岐阜県成年後見・福祉サービス利用支援センターの設置</p>	<p>現在岐阜県社会福祉協議会が日常生活自立支援事業及び成年後見制度の実施体制構築に向けた支援事業のために設置している岐阜県成年後見・福祉サービス利用支援センターにて、成年後見を実施する人材の育成を図るため、講座を実施する。</p>			<p>引き続き、岐阜県成年後見・福祉サービス利用支援センターにて、成年後見を実施する人材の育成を図るため、講座を実施する。</p>	<p>地域福祉課</p>
<p>民生委員の設置</p>	<p>独居の高齢者や支援を必要とする地域住民からの相談に応じたり、見守り活動を行ったりする民生委員を設置する。</p>	<p>委嘱者数</p>	<p>4,501人 (県所管：3,625人) <R1.12.1一斉改選時></p>	<p>民生委員活動を充実させるため、市町村との連携のもと、民生委員の適正な配置を行っていく。</p>	<p>地域福祉課</p>
			<p>4,471人 (県所管：3,595人)</p>		
<p>権利擁護ネットワーク形成支援事業の実施</p>	<p>高齢者の虐待防止について、市町村における取組事例の情報交換、具体的な対応の報告・困難事例の検討会を実施し、各市町村の蓄積されたノウハウを共有化し、県下全体の対応力の向上を支援する。</p>	<p>研修会等開催回数 参加者数</p>	<p>研修2回 計119名</p>	<p>今後とも、市町村等の高齢者虐待防止の検討会等を開催し、県下全体の対応力の向上を支援していく。</p>	<p>高齢福祉課</p>
			<p>研修2回 計135名</p>		
<p>老人クラブ活動への助成</p>	<p>【再掲】</p>				<p>高齢福祉課</p>
<p>「暮らしの安全ガイドブック」の作成</p>	<p>【再掲】</p>				<p>県民生活課</p>

◇障がい者の安全確保					
「FAX110番」、「メール110番」の実施	聴覚障がい者・音声機能障がい者専用の緊急通報手段として、FAX又はメールによる受付をしている。			聴覚障がい者・音声機能障がい者専用の緊急通報手段として、FAX又はメールによる受付をしていく。	通信指令課
福祉のまちづくりの推進	【再掲】				地域福祉課
地域福祉推進体制の整備	【再掲】				地域福祉課
障がい者支援体制の整備	「第2期岐阜県障がい者総合支援プラン」(H30～H32)に基づき、市町村域を超えた広域的な障がい者支援ネットワークとして設置している圏域障害者総合支援推進会議において、圏域内関係機関、市町村の連携による障がい者支援を推進する。			平成30年3月に策定した「第2期岐阜県障がい者総合支援プラン」(H30～H32)に基づき、圏域障害者総合支援推進会議において、圏域ごとの課題を踏まえた障がい者支援を推進する。	障害福祉課
「障がい者110番」の実施	常設の相談窓口を置き、障がい者又は家族等関係者からの、障がい者の人権及び権利の擁護に関する相談に対応して、必要な助言を行い、また内容に応じて弁護士等による相談チームを編成して相談にあたる。	相談件数	51件	障がい者の人権及び権利の擁護の相談体制を構築していく。	障害福祉課
			119件		

(3) 女性の安全確保

【取組の方向】

女性の安全の確保のため、地域ぐるみの取組を促進する。

痴漢などの性犯罪、ストーカー、DVなどの犯罪被害に遭いやすい女性の安全を確保し、地域において安全で安心して暮らすことができるよう、訪問活動、会合等様々な機会を活用して情報提供を行い、犯罪被害の未然防止を図ることが大切です。

また、地域におけるネットワークの構築を図るなど、身近な地域で助け合い、支え合う仕組みづくりも必要です。

このため、女性の安全を確保するための取組を進めていきます。

取組・施策項目	その概要	確認指標	R1実績	R2の取組方針	担当課
			H30実績		
配偶者暴力等防止地域協議会等の開催	「岐阜県配偶者からの暴力防止及び被害保護等に関する基本計画(H26～30)」に基づき、女性相談センターを中心に、自立支援や配偶者暴力等防止地域協議会等の開催による関係機関相互の連携促進を行う。	地域協議会 開催数	6回	今後とも、会議の開催等により関係機関の連携を深めていく。	子ども家庭課
			6回		
配偶者暴力相談支援センターの設置	女性相談センター並びに各県事務所福祉課を配偶者暴力相談支援センターとし、相談対応する。	相談件数	1,545件	引き続き、相談対応していく。	子ども家庭課
			1,613件		
DV被害者における一時保護の実施	女性相談センターや保護施設において、DV被害者の一時保護を行う。 また、夜間や休日など、上記施設での一時保護への移送が困難な場合に、各圏域の社会福祉施設に緊急に一時保護する。	保護件数	60件	今後とも、被害者の状況に応じ、保護を実施していく。	子ども家庭課
			31件		

【視点2】

性犯罪被害者等への支援	「性犯罪捜査班」を設置するとともに、性犯罪捜査を担当する女性捜査官を配置し、被害者の心情に配慮した捜査を行っている。 また、相談窓口として、「性犯罪被害者相談電話」を設置している。	性犯罪被害者相談電話 受理件数	29件	女性被害者の心情に配慮して、女性捜査官等による対応を行っていく。 また、各種相談窓口において助言、指導を行っていく。 また、被害者の精神的負担の軽減、被害者支援等に資することを目的とした、産婦人科医による協力体制のネットワークの構築、各種相談窓口における助言、指導を行っていく。	広報県民課 捜査第一課
			31件		
位置情報システムの整備	ストーカー事案、またはDV事案による被害者の安全を確保するため、緊急時に被害者が警察への通報と自分の位置情報を発信できる携帯端末を貸与する。	/	/	今後とも、被害者の意思を踏まえ、支援に努めていく。	生活安全総務課
「ストーカー110番」の設置	「つきまとい等」や「ストーカー行為」に悩む方の相談窓口を設置し、必要な情報提供、適切な相談機関の案内などを行う。	相談件数	令和元年 23件	今後とも、適切な相談、情報提供に努めていく。	生活安全総務課
			平成30年 33件		

視点3 地域コミュニティの再生**【取組の方向】**

地域の連帯を深め、地域コミュニティの再生を図るため、様々な取組を地域ぐるみで実施する。

安全・安心まちづくりを実現するためには、自主的な防犯活動ばかりではなく、地域の連帯を深め、地域コミュニティを再生することで、人と人とのつながり、顔の見える近所づきあいができるようにしていくことが大切です。

このため、地域においては、親睦活動（まつりやスポーツ大会、サークル活動など）や生活環境の美化活動などの地域共同活動を通じて、世帯の代表者だけでなく、子どもから大人まで住民一人ひとりが参加し、事業者、学校、行政、警察署などあらゆる機関とも連携・協力して、様々な取組を行っていけるように、支援していきます。

ア 地域のつながりの強化と環境美化活動

「破れ窓理論^{*}」により犯罪の少ないまちづくりにもつながる生活環境の美化活動（ゴミ拾い、落書き消し、不法投棄監視など）や、子どもたちの教育を地域の絆とする新しい地域コミュニティづくり（教育コミュニティづくり）などを通して、地域ぐるみの取組が進められるように支援を行うとともに、地域の絆づくりを総合的・重点的に推進し、犯罪の起きにくい地域づくり、地域コミュニティの再生につなげていきます。

破れ窓理論（割れ窓理論）

「破れ窓理論」は地域住民の安心感と警察への親近感を醸成することを目的として警察官の徒歩によるパトロールを実施した米国ニュージャージー州の取組をきっかけとして、1982年に米国で提唱された理論である。この理論は、従来まで軽微な犯罪とされていた行為（公共空間での落書き、酔っ払い、物乞い等）であっても、それがコミュニティの利益を大きく侵害するものであるならば、警察やコミュニティは真剣に考え、対策を講じなければならないとするものである。

取組・施策項目	その概要	確認指標	R1 実績	R2の取組方針	担当課
			H30 実績		
◇地域の絆づくりに向けた取組の推進					
ぎふ地域の絆づくり支援センターの設置	県民生活課内に「ぎふ地域の絆づくり支援センター」を設置し、専門員を1名配置。職員とともに市町村や地域団体を訪問するなどして意見交換を行い、地域の現状を把握するとともに、モデル事業成果の普及や地域が抱える課題の解決サポートを行う。併せて先進事例やアドバイザーとなる人材情報等を集積し、情報提供する。	活動件数	訪問 18 件 来訪 4 件 電話 38 件	引き続き、地域の現状を把握し、地域のニーズに合ったきめ細やかな支援を行う。	県民生活課
			訪問 33 件 来訪 6 件 電話 24 件		
地域の課題解決応援事業の実施	自治会等の地域活動団体、県内企業・事業所、県内の市町村を対象に、専門的な指導、助言を行うアドバイザー及びコーディネーターを派遣し、地域課題の解決に向けた支援を行う。	支援実績	7 団体 派遣 7 回	引き続き、地域のニーズに合った支援をコーディネートし、地域の課題解決力の向上を図る。	県民生活課
			8 団体 派遣 11 回		
地域活動人材養成事業の実施	自ら地域づくり活動を実践できる人材を養成する講座を開催する。	受講者数	(2 市町) 75 人	住民主体の地域づくり活動を支える人材の養成を図る。	県民生活課
			(2 市町) 40 人		
地域福祉推進体制の整備	【再掲】				地域福祉課
◇生活環境の美化活動					
「県民環境の日」の普及促進	「県民環境の日」(毎月第2土曜日)を定め、県民等が環境についての関心と理解を深め、環境保全活動への意欲を高める。			「県民環境の日」等に合わせ、環境学習の機会づくりを推進していく。	環境企画課
「清流月間」	「清流の国ぎふ」の実現に向け、毎年7月を「清流月間」として定め、県民の清流への関心と理解を深めるとともに、環境保全活動への参加意欲を高めることで、「清流の国ぎふ」の一層の実現を図る。			清流を中心とする環境保全に関する様々な取組みを集中的に実施する。	環境企画課

【視点3】

「廃棄物インターネット110番」の設置	インターネットにより、広く県民等から不法投棄の情報を得る。	通報件数	89件	廃棄物インターネット110番により、産業廃棄物不適正処理事案の早期発見、早期措置を図っていく。	廃棄物対策課
			70件		
「ぎふ・ロード・プレイヤー」事業の実施	地域住民、地元企業、団体等の自発的なボランティア活動により、道路の一定区間を「自分たちの家族」として、愛着を持って清掃・除草などの維持管理活動を行っていただくことにより、住民参加型・協働型の道路維持管理を進める。 活動協力者には、必要な消耗品の提供やボランティア保険の加入などの支援を行うとともに、活動をアピールする表示板の設置を行う。	参加者数 (団体数)	15,141人 (305団体) ※R1年度末実績	引き続き、住民参加型・協働型の道路維持管理を進めていく。	道路維持課
			14,634人 (313団体) ※H30年度末実績		
河川美化事業の実施	地域住民等民間ボランティアが実施する河川美化作業(清掃活動)を対象として報償費を支給する。	参加者数	36,292人	今後とも、地域住民等民間ボランティアの活動を支援していく。	河川課
			31,961人		
「ぎふ・リバー・サポーター」事業の実施	県管理河川の一定区間において、地域住民、団体等が行う除草や河川巡視など維持管理活動を支援することで、住民参加型・協働型の河川管理を進める。	参加者数	8,108人	今後とも、地域住民等民間ボランティアの活動を支援していく。	河川課
			7,872人		
◇教育コミュニティづくり					
「地域のおじさんおばさん運動」の推進	【再掲】				私学振興・青少年課
「岐阜県放課後子ども総合プラン」の推進	【再掲】				環境生活政策課 子育て支援課
地域に開かれた学校づくりの推進	【再掲】				学校支援課

地域住民等の参画により学校と連携・協働活動を推進する仕組みの普及	各小学校区、中学校区において、地域のコーディネーター、ボランティアの人材を発掘・育成し、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるための体制を整備する。			岐阜大学と連携して「ぎふ地域学校協働活動センター」を設置し、地域コーディネーター等の育成・確保を図るとともに、活動事例の調査研究や情報発信を実施することにより地域と学校が連携する仕組みを県内に広める。	環境生活政策課
地域コーディネーター等の育成	地域住民の参画により学校と連携・協働活動を推進する仕組みを県内に広めるため、地域コーディネーター等の育成を行う。	研修会開催回数 研修会参加人数	2回 (5会場) 延 115人 2回 (5会場) 延 175人	岐阜大学と連携して「ぎふ地域学校協働活動センター」を設置し、地域コーディネーター等の育成・確保を図るとともに、資質向上を図るための研修を実施する。	環境生活政策課
「1家庭1ボランティア運動」	岐阜県道徳教育振興会議の提唱により、身近なところで行えることに進んで取り組む「1家庭1ボランティア運動」を県民運動として展開する。	振興会議開催数	2回 2回	各関係機関と連携を密にして啓発を図っていく。道徳教育啓発資料を作成し、具体的な実践例をもとに交流を促進する。	学校支援課

イ 地域と交番・警察署との連携強化

地域の交番、警察署が、地域住民と連携して地域の問題解決にあたるよう、交番、警察署からの情報提供の充実、地域住民との協議の場の設置を進めていきます。

取組・施策項目	その概要	確認指標	R1実績	R2の取組方針	担当課
			H30実績		
交番・駐在所活動の充実	地域住民の「パトロール活動を強化して欲しい」「いつでも交番にいて欲しい」という二律相反する要望の高まりから、平成16年度以降、交番勤務員の増員と配置基準の見直し、交番・駐在所の統廃合、交番相談員(非常勤専門員)の増員等により、平成19年度には「空き交番」	交番相談員数	115人	交番勤務員の配置基準の見直しや交番・駐在所の統廃合、交番相談員の効果的運用により、パトロールや立番等の強化を図るとともに、巡回連絡や交番速報等の広報誌を通じた情報提供の	地域課

	<p>を解消するなど、パトロールや立番等の強化、巡回連絡や「交番速報」、「ミニ広報紙」を通じた情報提供の推進により、交番機能等の充実強化に努めている。</p> <p>また、交番相談員については、小学校児童等の見守り活動等への支援も行っている。</p>		115人	<p>推進により、交番機能等の充実強化に努めている。</p>	
交番・駐在所連絡協議会の開催	<p>県下の交番・駐在所に設置された協議会で、地域住民と地域の治安に関する問題についての協議や、警察に対する意見・要望を把握することで、地域社会と協力して事件事故等の防止を図る。</p>	交番数・駐在所数	<p>97(11) ・134 ※括弧内は署所在地交番数</p> <p>97(11) ・134 ※括弧内は署所在地交番数</p>	<p>地域住民と地域の治安に関する問題についての協議や、警察に対する意見・要望を把握することで、地域社会と協力して事件事故等の防止を図っていく。</p>	地域課
警察署協議会の開催	<p>地域住民の意見・要望を警察署の業務運営に反映させるとともに、警察活動に対する理解と協力を得るために設置されている。</p> <p>公安委員会から委嘱された各警察署の管轄区域内に居住または通勤する者が、会議や警察活動の視察を行うほか、年に一度各協議会の代表者が集まる警察署協議会代表者会議を開催する。</p>	<p>署協議会開催数 委嘱者数</p> <p>代表者会議開催数 代表者数</p>	<p>年4回 ×22警察署 179人</p> <p>年4回 ×22警察署 180人</p> <p>年1回 22人</p> <p>年1回 22人</p>	<p>協議会委員については、女性委員の参画拡大、幅広い分野・年齢層からの選定を行い、引き続き創意工夫を凝らした協議会の運営に取り組むとともに会議概要等の公表により地域住民への周知を図っていく。</p>	総務室総務課

ウ 多文化共生の地域づくり

在住外国人も地域で暮らす住民の一人として位置づけ、安全で安心な生活のための情報提供等の充実を図りながら、地域活動への参画を促進することによる多文化共生の地域づくりを進めていきます。

取組・施策項目	その概要	確認指標	R1実績	R2の取組方針	担当課
			H30実績		
生活情報等の提供	生活に関わる情報を多言語でホームページ（(公財)岐阜県国際交流センター）に公開する。	インターネット上で公開		生活に関わる情報をまとめたホームページ（(公財)岐阜県国際交流センター）を更新する。	外国人活躍・共生社会推進課
マニュアルを活用した防犯講習会などの実施	日本での習慣、モラル、犯罪被害防止対策などを母国語で記載のマニュアル、防犯広報用DVD（6ヵ国語対応）等を活用し、防犯講習会などを実施し、在住外国人の防犯意識の高揚を図る。	開催数 受講者	令和元年 60回 1,049人 平成30年 16回 563人	引き続き、マニュアルを活用し、防犯講習会などを実施し、在住外国人の防犯意識の高揚を図っていく。	生活安全総務課
外国人に対する交通安全教育	外国人に対する交通安全教育(交通講話、交通教室、自転車教室等)を実施する。	開催数 参加人数	177回 3,539人 158回 2,870人	引き続き、外国人に対する交通安全教育(交通講話、交通教室、自転車教室等)を実施していく。	交通企画課
外国人向け交通安全テキストの作成	外国人向けの交通安全テキストを多言語（英・中国・ポルトガル語）で作成し、インターネット上で公開する。			引き続き、ホームページで公開していく。	県民生活課
外国人からの110番受理体制の整備	外国人からの110番通報に対応するため、英語で対応できる指定通訳員の配置などをする。			英語で対応できる指定通訳員の配置などを図っていく。	通信指令課
多文化共生社会の推進体制の整備（外国人県民会議の開催）	外国人県民のキーパーソンにご意見を伺い、外国人県民の意見を多文化共生推進施策に反映する。	外国人県民会議開催数 参加者	1回 11人 多文化共生に係る現状や課題について意見交換等を行うことを目的に外	引き続き、外国人県民のキーパーソンとの意見交換会（外国人県民会議）を開催するなど、外国人県民等の意見を多文化共生推進施策に活かすための取組を推進する。	外国人活躍・共生社会推進課

【視点3】

			<p>国人県民若手ガヤガヤ会議を開催しました。</p> <p>(1回 6人)</p>		
<p>多文化共生推進員の配置</p>	<p>外国人県民と県市町村との橋渡しを担う人材を「岐阜県多文化共生推進員」として委嘱し、推進員による外国人住民への行政情報などの提供、日本語教室、子どもの学習支援、国際交流イベントの開催などを通じ、地域における多文化共生を推進する。</p>	<p>設置人数</p>	<p>33人</p>	<p>引き続き、多文化共生推進員等と連携し、多文化共生の地域づくりを推進する。</p>	<p>外国人活躍・共生社会推進課</p>
			<p>30人</p>		
<p>多文化共生サロン等の開催</p>	<p>国際交流員等による異文化理解の促進や、多文化共生社会の実現に向けた意識啓発、外国人県民とのコミュニケーション能力向上を目的としたサロン等を開催。</p>	<p>多文化共生サロン開催数</p>	<p>3回</p>	<p>引き続き、国際交流員等による異文化理解の促進や、多文化共生社会の実現に向けた意識啓発、外国人県民とのコミュニケーション能力向上を目的としたサロン等を開催する。</p>	<p>国際交流センター（国際交流課）</p>
			<p>4回</p>		
<p>国際捜査官の育成と国際捜査官による外国人からの相談受理等の活動</p>	<p>多文化共生の推進を図るため、県内に居住する外国人に対応した語学力を有する国際捜査官の育成を図り、同捜査官による外国人からの各種相談や、犯罪被害の申告の円滑な受理を実施する。</p>	<p>開催数 参加人数</p>	<p>国際捜査官の育成 2名 (ベトナム語)</p>	<p>外国人集住地域等の各種相談・被害状況を集約分析し、適切な措置・対策を講じるとともに、新規に2名の職員にベトナム語研修を受けさせ、国際捜査官の体制の充実を図っていく。</p>	<p>国際捜査課</p>
			<p>国際捜査官の育成 2名 (スペイン語)</p>		

視点4 犯罪の防止に配慮した生活環境づくり

(1) 住宅の整備

【取組の方向】

戸建住宅や長屋住宅、共同住宅における防犯対策を進める。

空き巣・忍込みなどの侵入盗や住居侵入などの犯罪の防止を図るため、戸建住宅や長屋住宅、共同住宅（以下「住宅」という。）における防犯対策を進めることが大切です。

このため、県民一人ひとりの住宅に対する防犯意識の向上を図るとともに、住宅関連の事業者（建築業者、改修業者、設計業者、供給業者、共同住宅の所有者・管理者など）に対して、防犯性の高い住宅の普及を促進していきます。

取組・施策項目	その概要	確認指標	R1実績	R2の取組方針	担当課
			H30実績		
住宅の防犯指針の策定	住宅の防犯性を向上させるため、犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針を策定し、普及啓発を行う。			平成21年2月に策定した指針とその啓発用パンフレットを用いて、様々な機会を捉えて普及啓発を図っていく。指針については、社会情勢の変化や防犯設備に関する技術開発の進展等を踏まえた見直しを行う。	県民生活課 建築指導課 住宅課 生活安全総務課
防犯性能の高い建物部品（CP部品）の普及促進	岐阜県防犯設備協会などの関係機関による防犯講習、広報などにより、防犯性能の高い建物部品の普及・促進を図るほか、住宅などに対する防犯診断を通じて、防犯性能の高い建物部品の普及・促進を図る。			引き続き、岐阜県防犯設備協会との連携や住宅に対する防犯診断などにより、防犯性能の高い建物部品の普及・促進を図っていく。	生活安全総務課
岐阜県防犯優良マンション制度の普及促進	平成20年4月から、住宅への侵入犯罪を未然に防止するため、(公財)岐阜県防犯協会において、要請のあった一定の防犯上の審査基準に適合しているマンションを「防犯	認定数	新規件数 R1年中1件 (総数8件)	今後とも、事業主体の(公財)岐阜県防犯協会をはじめ、関係機関等が一体となって、防犯優良マンション制度の普及	住宅課 生活安全総務課

【視点4】

	優良マンション」として認定する制度を開始し、県内のマンション・アパートの住宅環境面において、犯罪等に強い構造設備や防犯設備の促進を図る。		新規件数 H30 年中 1 件 (総数 13 件)	促進を図っていく。	
警察官による防犯診断の実施	警察官が住宅等の防犯診断を実施し、防犯上の問題点及び改善方法等について、診断・指導を行う。			2重・3重の防犯対策の必要性を指導し、県民の更なる防犯意識の向上を図る。	生活安全総務課
防犯診断チェックシートの掲載	自分で確認できる防犯診断チェックシート(一般住宅用、アパートなどの共同住宅用、駐車場用)をインターネットで公開する。			引き続き、自分で確認できる防犯診断チェックシートをインターネットで公開していく。	生活安全総務課

(2) 道路等の整備

【取組の方向】

道路、駐車場及び駐輪場、公園における防犯対策を進める。

ひったくりや置引き、車上ねらいなどの犯罪の防止を図るため、道路、駐車場及び駐輪場、公園（以下「道路等」という。）における防犯対策を進めることが大切です。

このため、道路等の設置者や管理者に対して、防犯性の高い道路等の普及を進めていきます。

取組・施策項目	その概要	確認指標	R1 実績	R2の取組方針	担当課
			H30 実績		
道路等の防犯指針の策定	道路等の防犯性を向上させるため、犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針を策定し、普及啓発を行う。			平成21年2月に策定した指針を、様々な機会を捉えて普及啓発を図っていく。指針については、社会情勢の変化や防犯設備に関する技術開発の進展等を踏まえた見直しを行う。	県民生活課 道路建設課 道路維持課 都市政策課 都市公園課 建築指導課 住宅課 農地整備課 森林整備課 生活安全総務課 交通規制課
◇道路					
通学路等の歩道整備等の推進	【再掲】				農地整備課 道路維持課
子ども緊急通報装置の維持管理	【再掲】				生活安全総務課
交通安全施設等整備事業等の推進	公安委員会と道路管理者が連携し、事故実態の調査・分析を行いながら、交通環境の改善・事故防止を図る。			今後とも、警察庁と国土交通省が指定する「交通事故危険箇所」を中心に交通環境の改善・事故防止を図っていく。	道路維持課 交通規制課
県民等と一体となった道路交通環境の整備の推進	道路を利用する人の視点を生かし、交通安全施設等の点検を積極的に推進し、道路交通環境の整備に反映させる。			引き続き、住民協働型による道路整備、交通安全施設等の点検・整備に努めていく。	道路建設課 道路維持課 都市公園課 交通企画課

	また、新規道路の整備計画段階からも、積極的に県民等に参加いただく。				交通規制課
農道・農業集落における安全対策の推進	農道の整備に際し、歩車道の分離や道路照明灯等の施設整備を推進する。 農業集落においては、農村生産基盤及び農村生活環境の整備の一環として、必要に応じ、防犯灯や防災無線、監視カメラ等の設備も整備する。			地域の実情に併せ可能な限り整備していく。	農地整備課
「防犯カメラの設置及び運用に関する留意事項」の作成	防犯目的のために市町村又は自治会等が設置する防犯カメラについて、適正な取り扱いに関する留意事項を作成し、周知啓発を行う。			様々な機会を捉えて周知啓発を図っていく。	県民生活課
防犯カメラ設置促進事業	【再掲】				
◇駐車場及び駐輪場					
駐車場等の整備	市町村が「駐車場整備地区の都市計画の決定」、「駐車場整備計画の策定」、「附置義務駐車場条例の制定」などを行う際に、防犯にも留意して検討するように、助言をする。			平成21年2月に策定した「犯罪防止に配慮した道路等に関する指針」を様々な機会を捉えて普及啓発を図っていく。	都市政策課
重点駐輪場対策の実施	自転車盗が多発している駐輪場を「自転車盗防止重点駐輪場」に指定し、管理者等立ち会いによる防犯診断、防犯指導、駐輪場管理者に対するセミナーなどにより、防犯カメラや防犯灯の設置など、犯罪に強い駐輪場の環境づくりの促進を図るほか、自治体、防犯ボランティアなど関係機関等と連携を図り、自転車点検、駐輪場利用者に対する広報啓発などを実施する。			引き続き、犯罪に強い駐輪場の環境づくりの促進を図るほか、自転車点検、駐輪場利用者に対する広報啓発などを実施していく。	生活安全総務課
防犯カメラ設置促進事業	【再掲】				

(3) 商業施設等の整備

【取組の方向】

コンビニエンスストアや深夜スーパー、ゲームセンター、カラオケ、インターネットカフェ、大型ショッピングセンター（ショッピングモール）などの施設における防犯対策を進める。

万引きや置引き、車上ねらいなどの犯罪の防止を図るため、また、青少年の健全育成の観点から、コンビニエンスストアや深夜スーパー、ゲームセンター、カラオケ、インターネットカフェ、大型ショッピングセンター（ショッピングモール）などの施設（以下「商業施設等」という。）における防犯対策を進めることが大切です。

このため、商業施設等の設置者や管理者、又は商業施設において営業を営む者に対し、防犯性の高い商業施設の普及を促進していきます。

取組・施策項目	その概要	確認指標	R1 実績	R2の取組方針	担当課
			H30 実績		
商業施設等の防犯指針の策定	商業施設等の防犯性を向上させるため、犯罪の防止に配慮した施設の構造、設備等に関する指針を策定し、普及啓発を行う。			平成 21 年 2 月に策定した指針を、様々な機会を捉えて普及啓発を図っていく。指針については、社会情勢の変化や防犯設備に関する技術開発の進展等を踏まえた見直しを行う。	県民生活課 私学振興・青少年課 商工政策課 商業・金融課 建築指導課 住宅課 生活安全総務課 交通規制課
大型商業施設を営む事業者による地域貢献の促進	大型商業施設を営む事業者に対して、大規模小売店舗立地法等に基づく周辺地域の生活環境の適切な保全や、青少年非行防止など地域の課題やニーズに応じた対応への配慮を促すことで、施設事業者による自主的な対策を促進する。			大型商業施設を営む事業者による地域貢献の促進について、様々な機会を捉えて普及啓発を図っていく。	商業・金融課
商業施設等の事業者に対する暴力団排除にかかる援助	商業施設から暴対法第 14 条に定める不当要求行為を排除するため、事業者に対して定期的に責任者講習を開催するとともに、暴力団関	責任者選任の届出 責任者講習実施回数	責任者選任届 7,894 件 責任者講習 27 回 1,587 人	既届出の施設に対して継続した支援を行うほか、同制度の広報に努め暴力団排除の気運を高	組織犯罪対策課

【視点4】

	係者に対する対応等に関し、支援を行う。		責任者選任届 7,626件 責任者講習 26回 1,507人	めていく。	
防犯カメラ設置 促進事業	【再掲】				

(4) 自動車等、自販機の防犯対策

【取組の方向】

自動車、原動機付自転車、自転車及び自動販売機に対する防犯対策を進める。

自動車盗や自転車盗、車上ねらい、部品ねらいなどの犯罪の防止を図るため、自動車等における防犯対策を進めることが大切です。

このため、県民一人ひとりの防犯意識の向上を図るとともに、自動車等の販売者に対し、犯罪の防止に配慮した自動車等及び防犯対策機器の普及を促進します。

また、自動販売機ねらいなどの犯罪の防止を図るため、自動販売機の設置者、管理者に対し、犯罪の防止に配慮した設備を有する自動販売機の設置を促進するとともに、自動販売機のつり銭の適正な管理など必要な措置を講じていただけるよう普及していきます。

取組・施策項目	その概要	確認指標	R1 実績	R2の取組方針	担当課
			H30 実績		
カーナビゲーションにおける犯罪多発地域の情報発信	他府県警と連携し、自動車関連犯罪（自動車盗、部品ねらい、車上ねらい）の多発地点情報をカーナビゲーションに提供し、多発地点で警告表示等を行うことで、利用者の自主防犯対策の促進を図る。 参画カーナビゲーションメーカー ・ホンダ技研 ・三洋電機 ・インクリメントP（カロッゼリア） ・クラリオン ・トライウイン ※ 参画順			情報提供を継続することで、参画企業の拡大、自動車利用者の自主防犯対策の促進を図る。	生活安全総務課
オートバイ・自転車の防犯登録の促進	(公財) 岐阜県防犯協会・岐阜県自転車軽自動車商協同組合と連携し、自転車・オートバイの防犯登録の普及・促進を図る。			引き続き、(公財) 岐阜県防犯協会・岐阜県自転車軽自動車商協同組合と連携し、自転車・オートバイの防犯登録の普及・促進を図っていく。	生活安全総務課

視点5 犯罪被害者等への支援等

【取組の方向】

県民等の十分な理解と協力を得ながら、犯罪被害者等が安全で安心して暮らせる地域づくりを進める。

安全・安心まちづくりを推進し、地域における犯罪の発生を少しでも減らしていくことが何よりも大切なことですが、一方で、犯罪被害者等が安全で安心して地域で暮らしていけるためにも、県民の皆さんの十分な理解と協力が必要です。

このため、犯罪被害者等に対し必要な支援を行うとともに、県民の皆さんへの普及啓発活動を通じて、犯罪被害者等の置かれた現状などについての十分な理解と協力を求めています。

ア 県民等の理解の増進と配慮・協力の確保

県民の皆さんの理解の増進と配慮・協力をしていただくため、教育活動、広報活動の充実を図っていきます。

取組・施策項目	その概要	確認指標	R1 実績	R2の取組方針	担当課
			H30 実績		
あらゆる広報媒体を活用した広報活動の充実	犯罪被害者等の現状、支援施策や犯罪発生状況等の資料をはじめ、県警ホームページ、TV、ラジオ等のメディアを介した被害者支援に関する広報を行う。また、各種相談窓口の周知を図る。			犯罪被害者週間のほかにも、あらゆる機会を通じて広報啓発を図っていく。	県民生活課 広報県民課
「犯罪被害者週間」の普及促進(11/25～12/1)	週間にあわせ、民間犯罪被害者支援団体「公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センター」と連携を図りながら、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は平穏な生活への配慮の重要性等について県民等の理解を深める。	街頭広報 参加人数	2回 67人 1回 51人	犯罪被害者週間を通じて、更なる県民等の理解を深めていく。	広報県民課 県民生活課

「命の大切さを学ぶ教室」の開催	犯罪等による被害の深刻さや命の大切さに対する理解が十分でないことが伺われる次世代を担う中・高校生等に「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、被害者や同支援への理解や規範意識を高め犯罪抑止を図る。	教室の開催数 参加人数	14回 6,619人	各中・高校等と連携し、犯罪被害者遺族の講話や手記の朗読等を通じて教室を開催して中・高校生等の理解を深めていく。	広報県民課
			13回 4,961人		

イ 支援等のための体制整備

犯罪被害者等が必要とする支援は、被害の状況・原因、置かれた状況等によって多岐にわたります。

そうした支援を、必要なときに必要な場所で受けられるよう、支援のための体制を整備していきます。

取組・施策項目	その概要	確認指標	R1実績	R2の取組方針	担当課
			H30実績		
岐阜県犯罪被害者支援活動推進協議会における連携	犯罪被害者等支援に関係する行政機関・団体等が連携し、情報交換、調査研究、広報啓発を行う。また、各警察署単位で同様のネットワークを設置し相互の連携、協力を図る。	県協議会の開催	総会1回 専門部会1回	今後とも、関係機関・団体との連携を深めながら、各種活動の充実を図っていく。	広報県民課 各警察署
犯罪被害者等施策担当者会議の開催	市町村の被害者支援施策に対する理解・認識を深め、施策の推進を図るための担当者会議を開催することによって、県と市町村が連携した被害者支援の施策の推進を図る。	開催回数 参加 市町村数	1回 36市町村	年度前半に担当者会議を開催する。	県民生活課
「岐阜県犯罪被害者等支援ハンドブック」の作成・配付	犯罪被害者等支援に関係する行政機関・団体等の担当者が、犯罪被害者等に接する際の配慮事項や、各機関・団体等への橋渡し方法及びその支援制度概要などについて把握できる支援ハンドブックを作成・配付する。			平成21年に、各機関・団体等の協力を得て支援ハンドブックを作成し、市町村や関係機関・団体等に配付。随時、支援制度の変更などを適切に反映していく。 (H30改訂)	県民生活課
犯罪被害相談窓口の設置	犯罪被害者等が直面している様々な問題に関して相談を受け、必要	相談件数	3件	今後とも関係機関との連携を深めながら、相談	県民生活相談センター

【視点5】

	な情報提供や適切な相談機関の案内などを行う。		0件	業務を行っていく。	
犯罪被害者相談室の設置	犯罪被害者等が直面している様々な問題に関して相談を受け、必要な情報提供や適切な相談機関の案内などを行うほか、専門員によるカウンセリングなどを行う。	相談件数	127件	犯罪被害によるこころの悩み等に適切に対応し、被害の軽減を図っていく。	広報県民課
			158件		
警察安全相談室の設置	警察本部に「警察安全相談室」、警察署に「警察安全相談所」を設置し、警察に寄せられる相談、要望、意見等を受理し、必要な助言指導などを行う。	相談件数	44,127件	今後とも、寄せられた相談等に対し、必要な助言指導を行っていく。	広報県民課
			39,769件		
交通事故相談窓口の設置	交通事故に関する様々な問題について相談を受け、必要な情報提供や適切な相談機関の案内などを行う。	相談件数	303件	今後とも関係機関との連携を深めながら、相談業務を行っていく。	県民生活相談センター
			396件		
「こころのダイヤル119番」の設置	心の健康に関する相談について、有資格者が対応する。	相談件数	6,065件	今後とも、悩みを抱える県民が気軽に相談できるように、相談業務を行っていく。	保健医療課 精神保健福祉センター
			6,910件		
少年サポートセンターの設置等	【再掲】				少年課
「暴力110番」の設置	課内に相談専用回線を設置し、暴力団から脅されている、暴力団がお金を払ってくれないなど、暴力団に関するさまざまな被害、トラブルなどについての相談を受け、必要な助言・情報提供を行い被害者を支援するとともに、同相談を元に行政命令の発出・事件化を図る。	相談件数	2件	今後とも、関係機関との連携を強め、相談業務を行い、必要な助言・情報提供を行っていく。さらに同制度の広報にも努めていく。	組織犯罪対策課
			4件		
「ストーカー110番」の設置	【再掲】				生活安全総務課
民間被害者支援団体に対する援助	民間犯罪被害者支援団体「公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センター」が犯罪被害者等に対して実施する次の業務への支援を行う。	広報啓発活動	1回	今後とも、関係機関と連携を図りながら、民間被害者支援団体に対し必要な援助を行っていく。	広報県民課 県民生活課
			1回		

	①相談員養成講座への講師派遣	補助件数	3件		
	②広報啓発活動への後援				
	③運営費及び団体活動費補助		0件		
	④その他				

ウ 損害回復・経済的支援等

犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害を回復し、犯罪被害がもたらす経済的負担を軽減するため、各種経済的支援制度の充実を図っていきます。

取組・施策項目	その概要	確認指標	R1実績	R2の取組方針	担当課
			H30実績		
暴力団犯罪による被害の回復の支援	暴対法第13条・暴対法施行規則第16条に基づく被害回復アドバイザーを課に配置し、(公財)岐阜県暴力追放推進センター・(公社)ぎふ犯罪被害者支援センター・民事介入暴力被害者救済センター等の関係機関と連携し、被害の回復を支援する。			今後とも、岐阜県暴力追放推進センター、ぎふ犯罪被害者支援センター、民事介入暴力被害者救済センター等と連携し、暴対法に基づく援助措置、威力利用資金獲得行為に係る暴力団代表等の損害賠償責任の適用・活用を視野に入れ、暴力団犯罪の被害回復を支援していく。 そのために関係機関との会議・情報交換を積極的に行い、円滑に被害者支援を実施できる体制を構築していく。	組織犯罪対策課
犯罪被害給付制度の適正な運用	通り魔殺人など故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた被害者の遺族又は身体に障害を負った被害者に対し、給付金を支給する制度の周知、教示等を行う。	申請件数	5件 1件	各種広報活動等により制度の周知、教示を徹底し制度の適正な運用を図っていく。	広報県民課
岐阜県犯罪被害遺児激励金の支給	犯罪被害により親等を亡くされた遺児の方に、5月5日の「こどもの日」にあわせて、毎年激励金を支給	支給者数	6人	犯罪被害遺児への激励金支給を継続するとともに、犯罪のない安全・安	県民生活課

【視点5】

	<p>する。</p> <p>乳幼児及び小学生 15千円</p> <p>中学生 20千円</p> <p>高校生等 25千円</p>		7人	心まちづくりの推進を図っていく。	
岐阜県交通遺児 激励金の支給	交通事故により親等を亡くされた遺児の方に、5月5日の「こどもの日」にあわせて、毎年激励金を支給する。※金額は上記事業に同じ	支給者数	101人 111人	今後とも、継続して実施していく。	県民生活課
児童扶養手当の 支給	両親の離婚などにより、ひとり親家庭で児童を監護し、生計を同じくする父または児童を監護する母、あるいは父母以外で児童を養育する者に対し、手当を支給する。			国の制度に沿って、引き続き支給を行っていく。	子ども家庭課
母子家庭自立支 援給付金の支給	母子家庭の母や父子家庭の父の就業・自立を支援するため、教育訓練講座の受講料への補助、高等職業訓練促進給付金の支給を実施する。	支給件数	139件 214件	今後とも、国の制度改革をふまえながら対応していく。	子ども家庭課
母子父子寡婦福 祉資金の貸付	母子家庭の母や父子家庭の父に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進するため所要の資金を貸し付ける。	貸付件数	141件 237件	国の制度に基づき貸付を行うとともに償還指導も引き続き行う。	子ども家庭課
生活保護費の支 給	生活困窮者に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行うことで最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長を図る。			今後とも、生活保護法に基づき適正実施に努めていく。	地域福祉課
生活福祉資金の 貸付	(社福)岐阜県社会福祉協議会において、身体障がい者世帯や低所得世帯などが自立更生するために必要な資金を貸し付ける。資金の種類には総合支援資金、福祉資金、教育支援資金などがあり、それぞれ貸付限度額、貸付期間、利子など条件が異なる。			貸付金制度の周知徹底を図るとともに、債権回収の強化を図り、よりバランスの取れた貸付事業を推進していく。	地域福祉課
生活困窮者自立 支援の推進	生活困窮者自立支援法に基づき、県福祉事務所が所管する町村部を対象に生活困窮者自立支援相談窓口を設置し、相談支援、就労支援を			県内4か所に設置された生活困窮者自律支援相談窓口において、町村部の自立相談支援を	地域福祉課

【視点5】

	通じた寄り添い型支援を実施するとともに、各市が設置する同窓口との連携を図りながら、県内における生活困窮者自立支援を推進する。			施すると共に、各市との連絡会議等により、県下支援体制の充実に努める。	
県営住宅への優先入居	県営住宅において、高齢者世帯、障がい者世帯、DV被害者世帯、犯罪被害者世帯等が優先的に入居できる戸数枠を5割程度設定し、抽選を行っている。	優先入居 戸数	13戸 20戸	引き続き、優先的に入居できる戸数枠を募集戸数の5割を確保していく。	住宅課
捜査過程における犯罪被害者の負担の軽減	犯罪被害者等の経済的な負担を軽減するために、司法解剖後の遺体搬送料や身体犯被害者の診断書料、性犯罪被害者の検査費用等について公費負担を行う。			公費負担制度の活用により、被害者等の精神的、経済的負担の軽減を図っていく。	広報県民課
住宅確保要配慮者の居住支援	犯罪被害者等住宅の確保に配慮を要する者の入居を拒まない民間賃貸住宅を登録するとともに、円滑な入居及び居住を支援する。			平成30年9月に策定した岐阜県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画に基づき、要配慮者の居住確保の支援に努める。	住宅課
一時避難場所の確保	被害直後における犯罪被害者等の一時避難場所を確保して、安全を確保するとともにその費用を公費で負担し、経済的な支援を行う。			被害者等の安全確保と経済的支援を行っている。	広報県民課

エ 精神的、身体的被害の回復・防止

犯罪被害者等が犯罪により受けた心身への直接的被害から回復できるよう支援するだけでなく、その負担を軽減し、二次的被害の防止を図っていきます。また、再び被害を受けることのないよう防止対策を行っていきます。

取組・施策項目	その概要	確認指標	R1実績	R2の取組方針	担当課
			H30実績		
「こころのダイヤル119番」の設置	【再掲】				保健医療課 精神保健福祉センター
スクールカウンセラーの設置	【再掲】				学校安全課
スペシャリストサポート事業	【再掲】				学校安全課
児童相談体制の整備	【再掲】				子ども家庭課
被虐待児の一時保護の実施	【再掲】				子ども家庭課
DV被害者における一時保護の実施	【再掲】				子ども家庭課
ぎふ性暴力被害者支援センターの設置	性暴力被害者に、被害直後から総合的な支援（医療、相談、カウンセリング等）を行う相談窓口を設置し、被害者の心身の負担軽減と健康回復、泣き寝入りしている被害者の潜在化を防止するもの。	相談件数	837件	被害者の潜在化を防ぎ、早期の回復を図る。	子ども家庭課
			1,047件		
指定被害者支援要員等による支援	殺人、強姦、傷害等の身体犯、ひき逃げ事件、交通死亡事故など、被害者等の支援が必要とされる事案が発生したときには、必要に応じて捜査員とは別に指定された支援要員が、捜査活動や病院への付添い、相談への対応などの支援活動を行う。			今後とも、指定被害者支援要員を活用して、被害者の要望に沿った支援を行っていく。	広報県民課

【視点5】

<p>警察における再被害防止措置の推進</p>	<p>同じ加害者から再び危害を加えられる恐れのある犯罪被害者等を「再被害防止対象者」に指定し、関連情報の教示、自主警戒指導、被害防止用機材の設置などを行う。</p>			<p>関係機関との連携、貸機材の活用助言指導等により被害者等の安全確保を行っていく。</p>	<p>広報県民課</p>
<p>警察における保護対策の推進</p>	<p>暴力団犯罪の被害者や暴力団排除関係者等への危害行為を未然に防止するための基本的な事項を定め、各種の保護対策を実施する。</p>			<p>暴力団等による犯罪の被害者その他の関係者、暴力団排除活動関係者、暴力団等との取引や交際等の関係遮断を図る企業関係者、暴力団離脱者等を保護対象者として指定し、緊急通報装置等の資機材を活用するとともに、平成24年4月に発足した「岐阜県警察保護対策身辺警戒隊」にて身辺警戒を徹底し、危害の未然防止、保護対策を行っていく。 そのために現有の装備資機材の有効活用・確実な保守点検を行っていく。</p>	<p>組織犯罪対策課</p>
<p>性犯罪被害者等への支援</p>	<p>【再掲】</p>				<p>広報県民課 捜査第一課 地域課</p>

オ 刑事手続きへの関与拡充

犯罪被害者等の中には、事件捜査・公判等の刑事手続きに詳しくない方もおられます。そこで、こうした手続きに関する被害者等への情報提供の充実等を図っていきます。

取組・施策項目	その概要	確認指標	R1実績	R2の取組方針	担当課
			H30実績		
被害者連絡制度による情報提供	殺人や傷害、性犯罪などの身体犯被害者やひき逃げや交通死亡事故などの重大な交通事故事件の被害者に対し、刑事手続きや犯罪被害者のための支援制度、被疑者の捜査・検挙・処分状況などについて、事件担当の捜査員が連絡を行う。 また、被害者の要望に基づき、地域警察官が被害者方への訪問・連絡活動を行う。			担当捜査員等による犯罪被害者等が必要とする各種情報の提供、要望に基づく訪問連絡活動を行っていく。	広報県民課
「岐阜県犯罪被害者等支援ハンドブック」の作成・配付	【再掲】				県民生活課
「被害者の手引き」の作成	刑事手続きの流れや犯罪被害者等への各種支援制度をまとめた手引きを作成し、犯罪被害者等に配布する。	配布数 (作成時のみ)	2,500部	最新の制度等を説明した手引きの作成と配布を行っていく。	広報県民課
			2,500部		
「交通事故被害者の手引」の作成	刑事手続きの流れや交通事故被害者等への各種支援制度をまとめた手引及びリーフレットを作成し、交通事故被害者等に配布する。	発行冊数 (作成時のみ)	1,000部	日本語のほか、英語、ポルトガル語、中国語版の被害者の手引を交通事故被害者等に配布していく。	交通指導課
			0部		